

第 3 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 13 日

平成29年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 9 年 9 月 1 3 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成29年9月13日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成29年9月13日 午後4時49分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 譲 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	中 村 秀 克	7 番	中 村 勇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	野 崎 進
	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	垣 花 健		
	産業振興課長	中 村 悟		
	会 計 課 長	宮 平 壮一郎		

平成29年第 3 回座間味村議会定例会議事日程（第 1 号）

（平成29年 9 月13日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第 1 号～認定第 8 号まで）
7	認 定 第 1 号	平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成29年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 中村秀克議員及び7番 中村勇議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月14日までの2日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成29年6月17日～平成29年9月14日

6月19日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
6月20日	例月出納検査（一般会計）
6月23日	沖縄全戦没者追悼式典
7月 4日	南部広域行政組合組織統合説明会
7月14日	県産品優先使用の要請
7月18日	平成29年第2回座間味村議会臨時会
7月19日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
7月26日	故太田昌秀元沖縄県知事県民葬
7月31日	例月出納検査（一般会計）
8月 8日	沖縄県町村議会正副議長・正副委員長研修会
8月 9日	沖縄県町村監査委員協議会監査職員研修会
〃	沖縄県町村議会事務局職員研修会
〃	沖縄県介護保険広域連合議会全員協議会
8月11日	島尻郡体育協会50周年記念祝賀会
8月21日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
8月22日	例月出納検査（一般会計）
8月23日	沖縄県介護保険広域連合議会定例会
〃	平成28年度決算審査
8月24日	平成28年度決算審査
〃	南部広域行政組合議会臨時会
8月25日	平成28年度決算審査

8月31日	地方自治功労関係栄典事務担当者会議
9月 6日	全員協議会
9月13日	平成29年第3回座間味村議会定例会
9月14日	平成29年第3回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。台風の進路が気になるところでございますが、きょうから2日間よろしく願いをしたいと思います。

平成29年第3回座間味村議会9月定例会行政報告でございます。平成29年第2回座間味村議会定例会以降の主な事項について行政報告をいたします。内容につきましては、お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。以上です。

行 政 報 告

平成29年9月13日

平成29年第2回座間味村議会定例会（平成29年6月6日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成29年	6月20日	第1回船舶建造委員会
	6月21日	座間味村総合教育会議
	〃	沖縄総合事務局開発建設部長来訪面談
	6月23日	沖縄戦全戦没者追悼式
	6月24日	座間味ヨットレース
	〃	鶴保沖縄担当大臣来村
	6月27日	南部土木事務所長来訪面談
	6月29日	座間味老人クラブ総会
	〃	阿真区総会
	6月30日	南部市町村会定例総会
	7月 1日	マリリンカップ
	7月 2日	サバニ帆漕レース
	7月 4日	沖縄県地域振興対策協議会理事会
	7月 5日	沖縄総合事務局農林水産部長来訪面談
	7月 6日	ざまみ島祭実行委員会
	7月 9日	ジュニアヨットレース
	7月11日	那覇海上保安部太田部長来訪面談
	7月12日	町村会総会（竹富町）
	7月14日	県産品優先使用要請来訪
	7月18日	臨時議会

7月19日	満喫プロジェクト協議会
7月21日	なんぶトリムマラソン大会実行委員会
〃	沖縄県農林水産部との行政懇談会
7月24日	平成29年度第1回地方創生推進会議
7月25日	沖縄県土地開発公社理事会
〃	沖縄県地域振興対策協議会定期総会
〃	沖縄県国保連合会総会
〃	国保制度改革説明会
〃	沖縄県介護保険広域連合運営会議
〃	J T A創立五十周年感謝の集い
7月26日	全国観光地所在町村協議会理事会（東京）
8月 3日	九州地区漁港漁場大会
8月 7日	無電柱化推進法設立記念シンポジウム
〃	高速船視察
8月14日	郵便局との協定締結式
8月19日	ざまみ島祭
8月25日	救急患者9000回空輸謝恩会
8月26日	阿嘉納涼祭り
8月30日	沖縄県企画部長要請（高速船）
〃	沖縄県企業局挨拶（湯水関連）
〃	沖縄県港湾課長、漁港漁場課参事面談（高速船）
9月 1日	新採用職員辞令交付式
〃	N T T面談
〃	沖縄県企業局長面談（湯水関連）
〃	離島海運振興（株）取締役会
9月 7日	第2回船舶建造委員会
9月 8日	とまりんフェスタ

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

おはようございます。きょう、あすと二日間、よろしくお願いします。早速私の質問に入っていきます。

まず初めに、施設管理・座間味区コミュニティーセンター使用について伺いたいと思います。座間味区コミュニティーセンター内に、遺体安置所の設置や、最近告別式等などでの利用など、これまでの使用方法・利用方法とは異なった活用が続いていますが、今後の活用方法も含め、施設の利用条例等の見直しが必要ではないかと思うのですが、お聞きしたいと思います。まず初めに、遺体安置所の設置について聞きたいのですが、そのような情報を耳にしたのですが、どのような形で進んでいるのかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

おはようございます。二日間よろしくお願いいたします。宮平議治議員の御質問にお答えをいたします。まずコミュニティーセンターの使用・管理についてはですね、御存じのように村の条例がありますので、それに基づいて運用がされているところであります。まず、御質問のあります遺体安置所なんですけれども、以前は座間味の総合センターの舞台の片隅のほうを指定してというか、利用していたんですけれども、あそこは合同祝いとかいろいろなイベント事、祭りをする所だということで、あまりふさわしくないだろうということで、以前から場所を探しておりました。それで警察とか診療所の先生からも要望がありまして、今年度、コミュニティーセンターの一部を改修して設置をしたところであります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平議治議員。

○ 2番（宮平議治議員）

コミュニティーセンターの利用に関してはよく御存じだと思うのですが、子供たちのフラの練習や、いろいろな集会等、総会等で地域住民の多くの方が利用している場所だと思います。そのような場所が、私はそういう利用は適当ではないと思っているのですが、本来、沖縄本島ですと事件・事故、そのような場面があったら、まず運ばれていく場所は医療現場、病院だったり警察だったりだと思うのですが、この情報を聞いた住民の誰もが「この場所にこういうものを設置するのか」という声しか聞こえてこないのですが、もう少し地域の声も聞き、判断すべきことだったと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

御指摘のとおり、一番ふさわしいのは遺体安置所を新たに設置するというのが一番いい方法だと思うんですけれども、場所の問題であったり、皆さん多分、近くの方はそれは嫌がるでしょうし、また財政的にもお金のかかる話ですので、今回仕方なくといいますか、どうしても早急に必要だったものですから、コミュニティーセンターを活用するという判断になっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平議治議員。

○ 2番（宮平議治議員）

今後、ビジターセンター等の建設が行われていくと思うのですが、そのような場所での、そういう場所を設けるスペースをつくることができないのかと。この形でいくのであれば、住民にも情報を共有すべきだと思っています。あと、この条例に沿ってという話をしたと思いますが、この条例を見てみたのですが、私の理解が間違っていたらあれなんです、目的と設置上、この文面で正しいかどうか。目的のほうに、この条例は座間味コミュニティーセンター、阿佐集会及び慶留間へき地集会施設の設置及び管理棟について必要なことを定めると書いていて、設置のほうに、地域社会の発展と社会教育の振興、地域住民の福祉増進を図り、まとまりのある地域社会を形成する施設を設置するとあります。これが本来の目的ではないかと思うのですが、この条例はこの形で問題ありませんか。今後の条例改正も含めてお聞きます。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいま条例の文言についてということで、まずお答えをしたいと思います、先ほど宮平議治議員から

ありましたように、福祉の向上という言葉がございます。この福祉の向上というところが、非常に広範囲に使われる内容だと私たちは解釈をしております、お祝い事はこれまでコミュニティーセンターは小さいです、座間味の場合は総合センターとかでやりますけど、コミュニティーセンター、公民館の類いの場所というのは祝い事であったり、いろいろな事をされる場所だと思っております。一方で、そういう不幸な事があった場合の告別式等に関してもですね、各家庭の事情があったりということで、家が小さいとかですね、奥に入っている家だからとか、いろいろな状況を勘案しますと、住民福祉の向上の中の1つとして私たちは捉えられると認識をさせていただいております。この文言のあり方が正しいかどうかといいますが、ほかの自治体がどういうふうに書かれているかということもしっかり調べないといけないと思いますが、大まかにそういうような表現をされているのではないかと私たちのほうでは推測しております、例えば遺体安置的な使い方、利用の仕方。あるいは告別式等としての使い方というものもその中に含まれると私どもは解釈をしております。ちなみに座間味島におきましては、これまで水難事故等でお亡くなりになられた方が、特に島内の人ではない場合には、総合センターのほうに安置をさせていただいておりましたが、余りにもその場所が広いということ。それと、同じように総合センターにおきまして、コミュニティーセンターと一緒に習い事をされている方がいるということで言いますと、全く同じ状況であります。また、事件性があるのか、ないのかというのは、警察のほうで判断をせざるを得ない場合がございます、そういった場合にはですね、本来、本当にごく近親の方以外にはその御遺体と面会することができない状況をつくらないといけないというのが警察の方針だと聞いておりますので、より隔離された状況の中でのスペースをつくることというのが非常に大切だと聞いております。先ほどうちの総務・福祉課長からもありましたとおり、できれば警察のほうで、あるいはこういった形で遺体安置所というのをつくればよいと思うのですが、私たち座間味村におきましては座間味島、阿嘉島、慶留間島等ございまして、それぞれにそういう施設をつくる必要が、必要があると言ったら語弊がありますけど、つくる財源的な余裕があるのか。どういう形で管理をするのかというのを考えますと、できるだけ少ない箱物の中で、いろいろな対応をさせていただくということが大切だと思いますし、警察行政のほう。県警になりますけど、そちら側に、あるいは那覇署におきまして、離島を多く抱えている離島県でありますので、各離島にそういうものをつくるのかと言いますと、あちらはあちらで財源的な余裕がないと認識をしておりますので、ここはお互いができることをやっていくという認識の上で、そういった施設をつくる。あるいは準備をして、お互いで住民福祉の向上のために努めていくというのが私たち行政、特に離島行政のあるべき姿だと思っておりますので、ぜひその辺は御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。告別式等での利用は、いろいろ住民の要望に応じて必要なこともあると思います。遺体安置所に関しては、私は適当な場所ではないと思いますので、今後、予算の都合もありますので、今後いい形で別の場所に、それ専門の施設を設けることが今後は必要だと思っておりますので、住民の意見も聞きながら、その辺は予算の都合もありますので、よろしく願いしたいと思います。議長、休憩をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

この件については以上です。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。学校教育現場の環境整備についてですが、時代とともに、子供たちの生活環境の変化・教育環境の変化に伴い、教育現場の見直しを考える時期ではないか。新教育課程の実施に伴い、授業時間の拡大で子供たち（生徒）の負担軽減を考え、夏場の猛暑時の各教室の環境整備としてクーラーの設置・導入等の検討ができないかお聞きしたいのですが、まず初めに、村内各学校のクーラー等の設置状況をお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

お答えします。村内には3つの学校がありまして、普通教室が26教室、特別教室が21教室、合計47教室あります。特別教室に関しては今年度、座間味の家庭科教室、阿嘉の理科教室に設置し90%の設置率となっています。普通教室については3校とも設置はまだされていません。そこで教育委員会はどうに考えるかと申しますと、今、確かに各学校のクーラー設置については教育委員会会議の中でもしばしば話題となっています。クーラー設置をすることによりメリット、デメリットが生ずることもわかっています。4月、5月の湿気時や6月、7月、8月の猛暑を考えるとクーラー設置をすることにより、学力の向上や学習意欲につなげたい。教育環境をよくしたいと考えてはいます。その反面、クーラーを設置することにより児童生徒の体力が低下するのではないかと心配もあります。一番懸念されるのは、電気代のランニングコストでございます。平成28年度決算ベースでは電気代が600万円かかっております。それ以上に電気代がかさむと、財政等にも影響があると考えられます。また、座間味校はオープンスペースでなっているので、またその改修費用にも多大な額が生ずることが予想されます。このことから、クーラー設置については教育現場等と議論を重ね、検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。子供たちや先生の声聞いて、私も夏場の暑い時期に少し授業状況をどういふものか見に行きました。本当に大変暑い中、本当に授業に集中できているかどうか心配なぐらいの暑さの日もありました。なので、体力面のいろいろなマイナス面のこともあるかと思いますが、子供たちが快適に授業に集中し打ち込める環境を考えるのが私たちの仕事だと考えています。また、これまでと違い、新教育課程の実施に伴い、これまでは35時間の授業体制、プラス35時間授業時間の拡大があるという話を聞いています。そうすると日々の授業時間、7時間目までを設けるのか、もしくは夏休みを前倒しして一週間前倒しして時間の確保をしないといけないということだそうですが、一日一日の子供たちの負担を考えたら、7時間目を設けるよりも夏休みを一週間前倒しして時間の確保を考えたほうが良いということですので、そうするとやはり夏場の夏休み、沖縄は暑いから授業に集中できる環境ではないから、沖縄の夏は東北等の地域に比べて、夏休みの期間が長いと思います。そのような時期に一週間、これまでより前倒しして授業を行うとなると、やはり今よりも厳しい環境が子供たちに与えられると思いますので、私が授業を観察した状況を見ますと、クーラーの設置をお願いしたいと思いますが、各3校の先生の意見、子供たちの意見、また教育委員等の意見も聞きながら、ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、那覇市内の状況等を聞きますと、ほぼ全学校に

クーラー設置。また基地近くの学校になりますと、その辺は防音も関係していますが、ほぼ100%各施設にもクーラーの設置があるそうですので、今後の座間味村の子供たちの環境整備にも、どのような形がいいか見直すべきだと考えています。

あと、本村の卒業生で那覇市内の高校に通う子供から聞いたのですが、外気温が30度を超えればクーラーの利用が可能だというルールもあるそうです。夏だから年がら年中クーラーを使用するのではなく、そのようなルールも決めながら子供たちの今後の体力面もありますので、そのようなルール決め等もあればいい形ができるのかなと思っていますが、どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

お答えします。クーラー設置については以前から課題にはなっているのですが、財政とも相談しながら検討していきたいと考えています。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

もちろん電気代等、予算のかかることです。これまで以上に、今でも600万円の光熱費がかかっているということなので、さらに膨れると本当に財政を圧迫してくると思いますが、この予算面に関しても、今はふるさと納税も一部は教育目的で利用が可能だという目的もありますので、その辺も活用しながら、子供たちのいい環境が築ければと思っていますので、よろしくお願いします。この件については以上です。

次に、3つ目の質問に移ります。村民が安心して暮らせる環境づくりについてですが、村民が安心して居心地よく、夢を描ける村づくりの実現に向けて、本村の土地に関する課題・土地に関するあらゆる問題をしっかりと組織の強化を図り、早急に取り組む問題だと考えていますが、座間味村役場それぞれの課においても、例えば産業振興課ですと道路の用地交渉だったり、また、教育委員会等では学校用地の交渉だったり、本来の通常業務とは別の用地交渉、本来の業務とは離れた仕事を今、職員の対応が用地交渉はかなりストレスを抱える仕事だと思いますので、その辺を専門の部署を設けながら、村で抱える土地問題を考える部署だったり課の設置ができないかどうかお聞きしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。国立公園指定以降、観光客の増加と観光産業が好調に推移していることもあり、村内では地価の高騰や各種開発による環境破壊について危惧される声があると承知しております。これらの諸問題に対応するために、本村においては座間味村景観条例制定に向けて取り組んでいるところであります。今年度は座間味村景観計画策定会議を副村長、課長で立ち上げることであります。次年度以降、座間味村景観審議会の立上げや条例制定に向けた取り組みを行っていく予定です。なお、これまでにおける土地関連の各種事案の対応といたしましては、顧問弁護士や顧問司法書士からの助言を受け、経営会議にてその対応を行っております。です所以对策チーム、新たな課の設置等については考えておりません。また、予算の伴う案件等に関しましては、これまでも議会へのその対応方針や予算等の説明をさせていただいております。議員各位には各種事案に御理解と御協力をいただき、感謝を申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2 番（宮平譲治議員）

前回の議会でも組織改革等についてお伺いして回答ももらっています。これ以上の今の状態で課の再編は厳しいとの答えも聞いていましたが、今後、この村をどういう形で築いていくか、村長の公約にもあります、観光客がまた訪れたいくなる村、住民が居心地のいい村の実現に向けても、今後、いきなり隣りにどこの誰かわからない人が土地を購入し住んだ場合に、本当にそこで住民が居心地のいい暮らしができるのかどうか、今後心配な面も住民にはあると思います。また、村がその辺、土地の購入に個人有地の購入をすることによって、その辺は予算面もあるので厳しいかと思いますが、この土地が有効に活用されれば予算措置も行っているのかなと思っています。例えば、現在村営住宅に暮らす、私の記憶では、当初、村営住宅のあり方は、低所得者の住居の提供だったと思っています。現在は変わってきておりますが、現在は観光も盛んになり、多くの事業所があり、そこで若いスタッフ等が働いています。そのスタッフ等が大変住む場所を探すのに苦労している状況があります。そのような若いスタッフ、これから島を支えていく大きな人材だと思います。そのような方が、本来の村営住宅のあり方を考えると、低所得者、若い世代が村営住宅に住み、現在住んでいる各事業所のオーナークラスが多く住んでいると思いますが、さらに上の生活がこの島でできれば、村が新たな住宅地を設け、そこに一戸建てだったり、建売りビルだったり、そのような形がとれば、有効に土地が利用できれば、村が予算を投じて用地購入だったり新たな村の全体的な、そこで一戸建てで暮らせば、そこで育った子供たちもまた島に帰ってきたいくなる流れができると思います。また、一戸建てのマイホームを夢みて生活している多くの住民もいると思いますので、その辺がいい形で村の土地計画がつかれないかどうか、お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。住環境の整備、これは私も3期目に当選させていただきましたが、非常に大きな課題だと思っております。公約の中でも住環境の整備といいますか住環境の改善というのを取り上げさせていただいております。しっかりとやっていきたいなと思っていることですので、そこをまず先にお話をさせていただきました。例えば、先ほどからお話があるように、多くの観光客が来るようになって、ダイビングショップ含めたいろいろな事業所の若い人たちがふえてきたけど、住む所が捜しきれないという状況も承知はさせていただいております。またあるいは公営住宅のあり方というものもしっかりと、今まさしくこれからどうしていくかというのを勉強させていただいているところでございます。低所得者への対応というのが、公営住宅法で決められている基本的な考え方でございます。そういった当初の目的に基づいて入居条件を勘案して入っている住民の皆さんがいるというのをまず前提に話をさせていただきますが、そういった方々も子供たちが卒業して夫婦で住んでいる場合もあれば、一人だけで住んでいる住宅もあると。いろいろな側面がございます。座間味村の公営住宅、あるいは住環境のあり方というのは非常に難しいところがございますが、まず、その大きなポイントはですね、一人で住んでいる方もいますよねというような不満があることとか、あるいは、私どもでも公営住宅をつくりたくても土地の問題でなかなかつくれなかったこと。財政問題がその前にあるのですが。その後にくるのは、やはり建設コスト等の高騰による入札の不調等

もありまして、なかなか簡単にはいかないことがわかってきております。そういった中でも、じゃあ何もしないのかというわけではなくて、そういった目的を含めて現在、これまでの中で土地を購入させていただいている部分がありますので、教育宿舍も含めてですが、教員宿舍あるいは公営住宅の整備、今考えているのは独身住宅の整備ができないだろうかというところまで考えているところでもあります。この独身住宅の整備というの、まだまだ構想の段階で、できるかどうかわかりませんが、例えば大変申しわけないのですが、すぐ若い人のためというだけではなくて、公営住宅に一人で住んでいる方々に、そういう所に移っていただくことはできないだろうかというところが基本的な発想です。それをやることによって、既存の公営住宅に新たに家族になった方々が入れるのではなかというところがまず基本的なところだと思っています。住宅整備等々含めて住環境の整備をする中でも、その中に住んでいただく方には、やはり優先順位等々があると思いますので、行政といたしましても、しっかりとその優先順位は何ぞやというところを把握をさせていただいて、できるだけ公平・公正な形で、本当に住宅に困窮している方々に新たな住宅整備ができないのか。住宅の提供ができないのかというのも一生懸命考えているところでもあります。先ほど話したとおり、この独身住宅だけではなくて、公営住宅ですらなかなか入札が落ちないという状況も踏まえて一生懸命動いているところですが、今回、後でまた話が出てよいかなと思いますが、慶留間島の公営住宅もなかなか入札が無理で、今回も獲得した予算を返還せざるを得ない状況になっている状況がありますので、そういった改善策も含めて総合的に判断していくことが私たち行政にとってはとても大切なことだと認識をしております。おっしゃる趣旨は十分理解しておりますので、長い目で見てくれとは言いませんが、できることはしっかりとやっていくという姿勢は変わりませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。あと、知らない人が家を買うという話もございますけれども、なかなかここは行政が何をするかというところは難しいところがございます、そこに私たちがどれだけ介入という言い方は変なんですけど、おかしいかもしれません、どこまで制限をかけることができるかと言いますと、ほぼほぼ無理なのが基本的だと思っておりますが、そういう住環境の整備とか隣近所とのつき合い等々含めてですね、これは行政ばかりではなくて、議員の先生方初め、特に各区の区長さん等々を中心に、地域でいろいろなことを考えていくところも必要かと思えます。行政でできるところはしっかりやっていきますが、また私たちといたしましては、各区長さん初め各区の方々と連携をしながら、住み心地のいい集落形成だったりとか、地域とはどういうものかということに、行政としてできるところはお手伝いをしていくというのが私たちのスタンスでございますので、その辺は御承知おきいただきたいと思えます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

村長もおっしゃるように住居の建設、村がこれを全部やっていくと大きな財政の今後の負担になっていくのはわかっていますが居住スペース、土地を提供して、そこにワンランク上の生活を望む島に住む方たちにお家を建ててもらおう。そういう場所を設けるのも今後の方法だと思います。また、今後さらに手遅れにならない前に、行政が持っている情報、住民が持っている情報、また郷友会のほうで持っている情報が、お互い情報共有できていい形がとれる環境づくりをつくっていくのも行政の仕事だと思っていますので、これから先、20年、30年後もこの島でいい暮らしが保てるようないい島であり続けるために、お互いアイデアを出し合って、いい村の環境づくりができるように今後も議論していきたいと思えます。よろしく願います。この件については以上です。

次に、4つ目の質問に移ります。村内の各団体の維持、財源の確保についてですが、ここでは観光協会と海浜安全業務。ライフセーバー関係について質問したいと思うのですが、それぞれ2,000万円前後の多

くの予算を毎年村が一括交付金を活用して、この団体を維持していると思いますが、まず観光協会からお聞きしたいのですが、今後の観光協会のあり方も含めて、毎年2,000万円近くの予算を投じています。今後、この予算がなくなれば維持は不可能だと思いますので、今後村で観光協会の必要性も含めて、どのような財源の確保を予定してるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おはようございます。二日間よろしくお願いします。

それでは今の観光協会の今後のあり方について御説明したいと思います。現在、観光協会には沖縄振興特別推進交付金事業を活用して事業をしております、この事業は平成32年まで続きますので、その間はその交付金で対応したいと思います。今後なんですけれども、観光協会に関しましては、座間味村版のDMOの中核となり、観光地経営の視点に立った観光地づくりのかじ取り役として協会運営の組織力を促進してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

最近よく聞くDMO、観光についての取り組みだと思うのですが、今後、いい観光地域づくりももちろんなんですが、それを利用したDMOについてはちょっと勉強不足でわからないのですが、現在の形からDMOを取り入れての方向で、その資金面のやりくりが可能なのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

DMOに関しましては細かい説明は省かせていただきますが、観光協会がそのままDMOに移行するということではなくて、観光協会が核となって各種団体と連携をして地域づくりをしていくというのが、わかりやすい説明ではないかと思っております。ですので、もちろん例えば商工会であったり行政側であったり、その他のダイビング協会等々いろいろな組織がございますが、その中で、その組織の皆さんを集めて一つの束にしたのが座間味村版DMOだと理解をしていただきたいと思います。その中で各種団体が行っている中の重要な部分、あるいはこれからの方向性というのをいろいろな団体の立場の人たちの意見を拝聴しながら、座間味村のあるべき村づくりをしていくというところが、まず基本のDMO、その中で魅力的な地域にはもちろん観光客も来るだろうというのが、簡単に言いますとDMOのあり方だと思っております。DMOでなかなか稼ぐことができるかという、ハードルは非常に高いと思いますけど、いろいろな組織と連携をすること。例えば今年度末から予定されているのが、阿嘉島にできる環境省がつくったビジターセンターが竣工いたしまして、オープンをしますけれども、そこにも観光協会が入っていくことが決定をしております。その運営に関しましてはもちろん国のほうからも補助金という形でその運営費が支払われますので、そこに観光協会の職員を派遣して観光案内業務とあわせてビジターセンターの運営を行うということで、国の補助金が入ってきますので、そこで例えば経費の節約とか削減ができると。新たな財源を生み出すということも考えております。新たな財源を生み出すことだけではなくて、どうやったら経費を節減できるかということもありますが、御承知のとおり観光は好調でございまして、これ以上人件費をなかなか減らせない状況にありますので、先ほど話したように、例えば環境省と連携をしてビジターセンターを運営する。その中で補助金をいただきながら、実質、行政側から出している補助金の減額を図っていくということは、まず一つ

大きな新たな財源ということになろうかと思っておりますが、それ以外にもいろいろと利益者負担等の観点も含めてですね、現在の会員からの会費をどうするのかとか。今は行政の立場ですから、観光協会の立場になっての返答はできませんけれども、いろいろなことを模索していくべきだと考えております。しかしながら今ある、一括交付金がある間はですね、しっかりとこの予算を活用しながら、しっかりとこの観光協会がさらにひとり立ちできるような環境づくり。もちろん観光協会としてはいろいろなメニューで収益事業もしていこうかと思っておりますけれども、そういったところのバックアップをさせていただく中で、ひとり立ちができるような状況をつくる。そして新たな財源を生む環境づくりをしていただく。あるいは国からの補助金をいただく、いろいろな仕組みをつくっていく。ここが大切だと私は考えております。以上、私、村長という立場で返答させていただいておりますが、また観光協会にも一行政は会員でもありますので、いろいろと御意見を述べさせていただきながら、しっかりと自立できる状況をつくっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

結局は補助金を当てにしないと成り立たないということだと思うのですが、このDMOの導入について、例えば修学旅行、現在行われている修学旅行についても、旅行社のメニューをこちらがサポートする形ではなく、こちらからメニューを提供して、こちらから発信する形をとれば、もっといい収益にもつながると思うし、また、島にある各団体、それぞれ観光協会より力のある団体だと思うので、観光協会を頼ることはなと思っていますので、今後、観光協会の維持については、もっとみずからがお金をつくれる何か手段を考える必要があると思います。ここに観光協会の定款を見ているのですが、その目的の中に、観光地の保全並びに開発整備の促進とあるのですが、その辺で先ほどの土地問題等含めて観光協会が村の今後の観光協会を維持する意味があるのか、ないかも含めて村にとって本当に必要な仕事ができることができるように、今後、平成32年度予算で一括交付金が切れる前に、徐々にしっかりとした村で必要な組織に成長させる必要があると思います。このままですと二一・ざまみ同様、村からの予算が途絶えたら維持できないような状況に追い込まれないためにも、しっかりと考えるべきだと思います。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

過去に二一・ざまみが村で観光を維持する、修学旅行の誘致だったり、いろいろな形で観光に携わってきました。その二一・ざまみは今は存在しませんが、それを引き継ぐ形ではないと思うのですが、観光協会が今存在しています。その辺、今後の観光協会の維持について、もう一度お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の質問に答えたいと思います。まず最初に、ぜひ共通認識をしていただきたいことがございます。二

一・ざまみ、この後、あすになろうかと思いますが、報告事項の中で経営状況、破綻の整理は終わっておりますが、その報告もさせていただく予定です。二一・ざまみと観光協会の決定的な違いも含めて話をさせていただきますが、まず二一・ざまみ、株式会社二一・ざまみはですね、こういった形で破綻に追い込まれたかというところをもう一度皆さんには私のほうから話をさせていただきたいと思います。まずは廃食油を燃料に変えるということで、いろいろなリースの機械を借りてきて、それがうまくいかなかったこと。それをやっていないにもかかわらず、その機械をいまだにというか、当時ですが、事業化ができなかったにもかかわらずリース料として払い続けなければいけなかったこと。あるいは、半潜水艦の船をリースをして観光案内業務をしておりましたが、それに関してもほとんどお客さんが来なくて、人件費の確保、それから船のリース料、あるいはそれ以外にもいろいろなマイナスのことが多くございまして、累積8,000万円以上の赤字をつくったというのが実情でございます。ですから今の観光協会の目的としてやっている業務とは明らかに違う部分がございます。観光協会の前身は二一・ざまみにありましたが、二一・ざまみの観光案内所という部門だけの仕事だけを今、簡単に言うと引き継いでいるような形。引き継いだ、実際は引き継いでいるわけではないのですが、それをやっているだけでありまして、二一・ざまみのように大きな累積赤字をつくっているという事実はございません。一方で、おっしゃるように、補助金で運営をしているというのも事実でございます。この補助金に関しては純粋な観光案内業務、ほかの団体のほうが一生懸命だということとか、あるいはほかの団体に頼られないという話をされますけれども、例えば観光案内業務というのは、これだけ多くのお客様が来たときに英語での対応。来る前からのメールやら電話での問い合わせに対する対応というのをしっかりとさせていただいておりまして、決して不要な団体だと私は考えておりません。ですので一括交付金を活用して、私の公約でもある1期目の中で、観光協会の設立に向けて動き、今運営という形になっておりますので、ぜひ先ほどの話はですね、補助金がなくなったらという言い方ではなくて、本来、二一・ざまみがどういう形で破綻に追い込まれたかというのは、ぜひ議員の先生方には御承知おきいただきたいと思っております。そういった中で観光協会、これからのあり方というのは当然、私たち行政が補助金を出している立場から、しっかりと見守っていく必要があると思いますし、これからも見守りながら健全な経営状況をつくるというのは大切なことだと思っております。しっかりやっていきますが、まずお話ししたいのは、先ほどの二一・ざまみとの関係とは違いますよということ。同じような状況ではないですよということ。それから、これからの観光協会のあり方につきましてもですね、これまでどおり観光案内業務、特に年間10万3,000人来る観光客、その中でもさらに15%が外国人観光客で、その対応も含めて一生懸命頑張っているということは、ぜひこの場で申し述べたいと思っておりますので、皆さんよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

観光協会につきましては、これで質問を終わりたいと思うのですが、村長の思いと住民の思い、いろいろあると思います。今後いい方向でうまく観光協会が島にとって必要な存在であり続けるために、いろいろ考えていくべきだと思っていますので、よろしくお願いします。

次にライフセーバーについてお伺いします。村の海浜安全業務を委託して、年間予算的に言うと1,900万円の予算が今回上がっていますが、これも一括交付金に頼っている状態です。この業務に関しては観光で売っているこの島、ぜひ今後もこの体制を維持すべき村の責任だと思います。今後の予算のあり方、裏には商工会加盟業者120近くあると聞いています。その受益者負担も含めて今後、村が全ての予算をこの業務に補助するのは、私はどうかと思っています。多少なりとも観光で潤っている事業者から幾らかずつ負担

して、今後この業務の予算を考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。ライフセーバーに関しましては住民、観光客の海洋事故防止及び安全確保並びに自然環境の保全活動を図るために交付金が終了するまで実施していきたいと思います。交付金の終了後に関しましては、村の自主財源で対応してまいります、財源にも限りがありますので、精査できるのは精査いたしまして、ともに村内人材を活用したライフセーバーを育成してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今後の予算のあり方について、受益者負担ということをやったのですが、そうすることによってライフセーバー海浜業務についてはいろいろな意見を持っている人もいますが、受益者負担という形で多少なりとも、この島で事業を行っている人が、ほとんどがこの海を、そこでお金を落としているお客様が海を利用するために、ほとんどのお客様さんがその事業所を活用していると思っています。そこで事業者、役場が負担する部分、事業者が額を割り当てて幾らか負担することによって、ライフセーバーの業務に対してある程度意見ができることをつくるのも、今後必要なことだと思っています。いろいろよく思っている人もいますし、もっとこうすべきじゃないかという意見を持っている人もいます。そんな意見を直接言うことはできないので、議員に話をしたり行政にということで話が上ってくると思いますが、直接かかわれば、直接意見も言ってお互い今後のいい形を築いていける、話し合いの場が持てると思うので、その辺の受益者負担等を今後どのような、私はそういう形をとるべきだと考えていますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今ありました個人にはいろいろと不平不満があるというのは聞いております。申しわけないのですが、現段階で私のほうにそういったクレーム等が入っておりませんので、今、宮平議員がお話ししました件に関しては、受益者負担に関することに関しましては、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ちょっと今、私の言葉に語弊があったかもしれませんが、不満というよりも、今後さらにいい形が、座間味の海はどこよりも安全だという、今後他の地域から見本になるぐらいの村の安全体制を強化する意味でも、島で観光を営んでいる事業所が話し合う場、情報を共有して今後もっとこうすればいい、ああすればいいという、ライフセーバーも含めて、そういう次につながる取り組み。毎年毎年シーズンが終われば、そのような話し合いが持てる場を設けられるためにも受益者負担が必要だと思っているという私の意見ですので、済みません。今後、ぜひ村にはなくてはならない業務ですので、以前途絶えた時期もありました。これだけ観光で売っている島で、そのような体制がとれないというのは観光をアピールする資格はないと思っていますので、しっかりとその辺、よろしく願いいたします。この件に関しては以上です。

最後の質問なのですが、最後はちょっと私の…、意見ですが、慶良間は1つ夢の架け橋構想ということなのですが、みつしまがどうこういう話ではないのですが、私の夢の話です。いろいろ調べてみますと、各

島々をロープウェイで結ぶことができれば、最近ではドローン等でよく空撮を見る機会がふえましたが、自分の肉眼で空からこの島々を見れるロープウェイのような乗り物があれば、さらにこの島の観光の目玉にもなるのではないかと思ったのですが、これが後々、ロープウェイは風速30メートルにも耐えられるということなので、阿嘉、慶留間、渡嘉敷とを結ぶ手段として、今後、もしそれが可能であれば村内航路みつしまにかわる足としても利用が可能ではないかと思いました。以上です。ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

おはようございます。阿嘉島では水不足が生じている中、この雨で何とかと思ったのですが、晴れてしまっていますね。ぜひ期待したいと思います。

私のほうからは1問ほど質問したいと思います。防災体制の整備についてですが、頻繁に本土のほうでも震災や地震等が発生しています。災害リスクが高いという中で、我が村でもこの防災体制の推進がどのようになっているかということですが、これまで阿佐地区、慶留間地区の避難路や防犯灯も整備されていると思います。そこで現在、各字において消火栓の設置が少ない状況にあると思います。また消防団の自主訓練なども随時行うべきだと思いますが、今後どのように対処していくのかという質問ですが、まず、各字の消火栓の設置数を教えてもらえないでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。消火栓の数ですが、島別でお答えしますと座間味島で17カ所、阿嘉で4カ所、慶留間で2カ所となっております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

座間味のほうは、これは阿佐、阿真地区も含めてですね。やはり阿嘉地区、慶留間地区に関してはちょっと少ないと思います。火災などが実際に起きた場合に、座間味島では消防団がいます。消防団は取り扱いも慣れています。皆さんが阿嘉島とか慶留間島で火災がもし起きた場合に行くときには、全て燃えてしまいますね。そういう面からして、やはり消火栓も予算計上してふやしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

御指摘のとおり、今、村全体で23カ所ということなのですが、阿嘉、慶留間については十分な数が設置されていないことは認識をしておりますので、今後の検討課題と考えております。先ほど訓練の話が出たのですが、訓練についても消防学校への派遣は毎年度新人の職員を対象にして訓練をさせておりますけれ

ども、定期的な村内においての訓練についても定期的に実施できるように、日程の調整等を進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

この自主訓練に関してはですね、阿嘉島のほうにおいては橋の下に約40トンぐらいの防火水槽もあります。そういう面で、やはり消防団の自主訓練というのは随時行うべきだと、随時というのは年に何回かです。あと、現在、消防隊員というのを各字に配置していると思います。この消防隊員が消防に対応できる人材をちゃんと選定してほしいと思いますけれども、今現在、各字には隊員は何名配置していますでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えします。消防団員はほぼ役場の職員が兼務を、兼務というか団員として活動していただいております。一部阿嘉島のほうに民間の方で団員がいらっしゃいますけれども、条例上の定員は35名なのですが、現在はまだ35名の定員までは達しておりませんので、今後も男子団員に限らず保健師の資格を持っていたり看護師の資格を持った女性の方にも声をかけて団員になっていただけないかということを今、考えているところです。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。やはり先ほど言ったように、座間味村から行くまでには間に合わないということで、消防に対応できる人材をちゃんと選定してほしいと思います。このようにちゃんとできれば人災や災害、いろいろな面でいい形になっていくと思います。備えあれば憂いなし。防災体制の推進について、災害などにどのように対応していくかを、これからもよろしく御検討をお願いしたいと思います。これで私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

こんにちは。よろしくお願いします。一般質問に入る前にですね、議員になりましたもう3年と、あと1年残っていますけれども、私の一般質問が今度目的が住みよい、先ほど出ました住みよい村というものを基準で一般質問を出してもらっています。そこで、今まで27問という一般質問を出してもらったのですが、その27問のうち2問だけが解決して、あと25問が未解決のまま。そのままの状態ではほったらかされていますので、ぜひ皆さんの御協力等をひとつお願いしたいなと。執行部のほうも議員の皆さんも、過去この何年間で出してきた分をですね、やはり振り返るのも大事じゃないかなと。振り返って村づくりのためにいろいろ考えていると思いますので、それをひとつ任期があと1年ですので、1年でどれぐらいまで進めるかというものもひとつ大事じゃないかなと私は思うのですが、一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、ちゅら島条例についてです。3月定例議会（案）で、駐車場の件、阿嘉島の放置されている車両が1,000台、またもろもろ等、いろいろな建材とか、いろいろなものが放置されています。それに対して私がその場所を前回こういうファイルをつくって、そのファイルの中で最終的には駐車場を目的にした、その目的をもってこの廃車とか、いろいろな1,000台の廃車。そういうところを目的を出せば、そ

ういう放置がなかったのではないかというように、私はそれでその提案を出したのですけれども、それを却下されたのです、前回。それについて、どういう形で、なぜこういう却下をされたのか。その辺の後の話を私は何も聞いていないのですが、それをひとつよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

3月議会で却下というふうに太郎議員からあるのですが、却下したというような回答は身に覚えがないのですが、向こうの駐車場の流れを私のほうから説明させていただきたいと思います。まず初めに、今、浮き桟橋のほうへ屋根つき歩道があります。屋根つき歩道用地は漁業関係補助事業、簡単に言えば国庫金を活用して整備された用地で、道路敷となっております。道路となっております。垣花議員が今指摘する用地は、沖縄県単独事業で、漁業再開発施設用地となっております。そこで現在、道路用地と漁業再生開発用地の一部を交換し、駐車場用地として利用する計画を沖縄県と水産庁の双方で調整が進められているところであります。よって、現段階におきましては用地交渉の完了を見守っている状況にあります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

じゃあ今の状況を早目に、何かどんどんごみがたまってきていますので、車の件に関しては困難なところがあると思うのですが、その辺はやはり県からいろいろな手段があると思いますので、そういう形で早急に。かなり見苦しいのです。島の玄関ですので、左と右に入ってくると、右と左の格差が余りにもひどすぎて、この間、私の友人が久しぶりに島に来まして、島の方なんですけど、郷友会ですけれども。「いつから玄関がごみ置き場になったのか」ということで言われたので、そのときのショックはすごく大きかったです。その辺はですね、早目に何とか片づけるような形で、ぜひお願いしたいと思うのです。これを片づける予定は立てられているのですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

再三議会等で車の撤去に関して御質問をいただいているところではありますが、個人所有の用地ですので、なかなか行政として思い切った動きをすることが今できない状況にあります。ただ、県のほうへは、こういった状況でありますというふうなことは説明しております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

住民からいろいろ言われるのですが、「放置されている地目はどういう地目になっているのか」というのをよく聞かれるのです。県なのか、それとも国なのか。そういう形でいろいろ聞かれるものですから、それで、「放置させるほうも悪いのではないの」と。そういうように私の耳に入ってきたときに、ちょっと私たちもお答えすることができないもので、その辺をお聞きしたいのですが、ぜひお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどもお話ししたとおり、現段階におきましては沖縄県の単独事業で整備しました漁村再生開発用地と

なっております。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5 番（垣花太郎議員）

開発用地に関しては先ほども聞いたのですが、その開発用地でそういう形を置いている自体も悪いのではないかとということで私は質問をしているのです。そういう何といいますか、置かせるほうが悪いのではないという話になっていますので、今。置いたほうが悪いではないのです。それを置かさない方法をとらせるのも大事じゃないのと。置きやすいようになっているのです今、実際。その辺を何とか対策をして、何かいい方法があればひとつよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その辺につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5 番（垣花太郎議員）

私の案ですけれども、何といいますか、車をまず最初は村の方からいろいろ聞いたのですが、全部ロープを張ってしまえばいいんじゃないのと。そういう意見まで出ているのです。もう入れないということで。出すだけの考え方を、案が出たのです。完全にロープを張ると。あそこの中は。そこまで案が出ているのですが、私たちには決断権がないものですから、その辺に対して行政側のほうがそれを執行できるような形をお願いしたいなと思うんですよ。それに関してはどうですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

駐車場の周りをロープで張るということでしょうか。それでしたら、先ほども述べたように一つの案として検討してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5 番（垣花太郎議員）

その放置されているいろいろな、今は駐車場としても使ってはいるんですけども、何といいますか、置かれている場所、それを全部ロープで囲んでしまえばいいんじゃないのと、入れないようにすればいいんじゃないのと。そういう話も出ているものですから、ぜひその辺を検討してもらえればありがたいんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

検討させていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5 番 垣花太郎議員。

○ 5 番（垣花太郎議員）

これに関してはひとつよろしくをお願いします。

2番目のほうの道路整備の舗装工事のほうです。舗装工事の後のその進展をお伺いしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。6月議会でもありましたインフラ整備についてなんですけれども、今回、村全体の道路を調査しました。それで道路の凹凸や亀裂など通行の妨げになりそうな箇所を挙げております。今後財政局と調整の上、予算の範囲内で執行してまいりたいと思います。これが先ほど調査した結果の冊子となっています。皆さんのほうへはA4でお配りしていると思います。御確認ください。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

このAとかB、いろいろつけていますけれども、それに関して、この順位というのがどういう形になっているのか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

評価の方法なんですけどA、B、Cで分けております。Aが緊急性を要する。Bが時間的に多少の余裕はあるだろうと。Cのほうはそんなに急ぐ必要はないという考えで、A、B、Cのランクをつけております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

Cのほうは、最終的にはおくれるということですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

このメンターのほうですね。座間味村内道路舗装箇所総点検要綱に基づいて、要綱を作成しましてですね、それに基づいて作成しておりますので、先ほど述べたとおりランクづけといたしましてはCのほうは低いというふうになっております。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。そういう形で進めていただきたいなと思いますので、ぜひお願いします。

3番目の質問は、フェリーざまみ3に関して、ひとつお願いします。フェリーざまみ3の乗客席が7月、

8月で阿嘉島から乗るお客さんがほとんど座れる状態ではないと。そういうふうに苦情が出ているものですから、それをフェリーざまみ3の場合はほとんど椅子をふやしたはずなんですけれども、それを座れない状態がまたきいているもので、住民からいろいろ苦情が出ていますので、その辺はお調べになったことはありますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。フェリーざまみ3に関しましては、前回は答弁したところですが、再度船員にも確認したところ、座間味港出発時に鎖等で阿嘉、慶留間乗客専用として席を、済みません。絨毯席を囲っているところでもあります。どの程度の席が不足しているのか、船員等に聞き取り調査を行い、改善が必要ならば改善してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

何といいますか、フェリーざまみのほうの阿嘉、慶留間の座敷をとられているんですけれども、あれはこういう形で、あれは全体で20名ぐらいしか座れないと思うのですが、どういう形で人数を計算しているのか、お願いしたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これですね、前回のフェリーざまみ同様ですね、右と左で分けて席分けを、区分分けをしているところがあります。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

あれはですね、私の計算では20名ぐらいしか座れないと思うのです、中で。規定ではもっと乗れるような形で計算されていると思うのですが、計算はどのような形の計算で20名の計算かと言いますと、きつい状態の座り方でされていると思うのです。今、実際に乗っているのを見ますと、6名ぐらいが精いっぱいなのです。完全に寝ていますので、横に。6名に1名入るともういっぱいなんですね。2つありますので12名。12名でもういっぱいになるのです。それだけしか空けられていないのです、阿嘉、慶留間の船員は。そういう状況が今、やはりクレームが来るのは当たり前なのです。一応私もそれは本当の話なのかなと思って、それも私チェックのために乗船する前に、私点検したのです。そうするとやはり1階、2階、3階とほとんど椅子はうまっていました。外が一番上の椅子は二、三席は空いていましたけれども、阿嘉から100名近く乗る客が並んでいるのです。どうやって乗せるんだろうなと思ったんですけれども、その辺をちょっとお聞きしたのですが、今後こういう形をどうにか解消しないといけないのです。このままではですね、どんどんエスカレートしてくると思うんです。住民のほうが。乗ったら座れないと。今までの何といいますか、フェリーざまみは新しくできたから、皆さんは余裕を持っていると、そういうような気持ちを持っているのです。それで反感がすごく強いのです。それに対して。乗ったら座れるというのを当たり前のように考えていたので、それが7月、8月はそれができなかったの、かなりクレームが出ています。その辺はぜひ検討してください。それでですね、8月の時点で今観光客って何万人ぐらいまでいっていますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。平成29年度の8月の観光客の入客数は1万9,782名となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

半期では幾らですか。3月から。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは年でカウントしておりますので、1月から8月までの総計が7万6,725名となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

そのうち国内外の観光客に対して説明してもらえますか。比率ですね、国内外の比率。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

詳しい資料は今、手元にはなんですが、15%が外国人と考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

どうして私がこれを聞くかといいますと、やはり今、何といいますか、観光設備がちゅら島条例でいろいろ掲げているんですけども、そういうところで整っていない所もいっぱいあるものですから、外国の方というのは一度訪れて、そういうイメージが悪かった場合に二度と来ない可能性も高いものですから、その辺のデータを出してもらったのはそれなんですよ。それに引き続き、南国の島というイメージで来ますので、そのイメージが完全に崩れてしまうと、今度は奄美大島も国立公園になっているわけですから、そこに流れる可能性も十分あるわけですよ。今、国立公園ということでお客さんがふえているわけですから、それをもう少し大事にしてほしいなと思うんです。そういう形でひとつよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その辺も考慮しながら、年々観光客がふえていくような努力をしていきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

国立公園で満足していると、何年後かには落ちる可能性も十分ありますので、その辺はよく気をつけて、データを出しながら国立公園も隣の県が国立公園となりますので、その辺に流れていきますので、その辺もよく注意をしながら、このちゅら島条例というものをもうちょっと大事にやっていきたいなと私も思いま

すので、ぜひ御協力をお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

よろしくお願いします。お昼も近づき、ちょっと集中力が欠けますがよろしくお願いします。

1 番目、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税が始まって以来、我が座間味村は離島自治体では割と寄附金額の上位を占めておりますが、新聞報道によりますと 41 自治体の中で座間味村は 27 番目。離島で言えば 5 番目。近隣 7 町村で言えばトップであります。非常にふるさとを愛する郷友の方、また島を訪れ座間味を好きになって、それに協賛される方の寄附金が多。それで高い数字を占めている。それも安定的にキープしていると思うのですが、いろいろテレビとか、いわゆる全国的に返戻品の豪華さをアピールして、それが目的化して非常に返戻品ですね、高額返戻品について 4 月に総務省から見直すようにということがあったのですが、座間味村もその辺、総務省からの通達が来ているのかどうか、お伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。中村秀克議員のおっしゃるとおり、ことしの 4 月 1 日付で、当時の総務大臣から通知がありました。届いております。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

これは高市総務大臣で、この間の内閣改造で野田総務大臣もそれを継承するような形でありましたが、座間味村はそんなに特産品もあまり多くはないので、高額な特産品、返戻品はやっていないんですが、担当から資料をいただいまして、やはり一番多いのが 1 万円の寄附金が一番多くて、その中でも返戻品で特産品と船舶の割引券の比率で言いますと、やはり船舶が 95%。ほとんどが船舶の割引券であります。1 万円を寄附して希望者が返戻品、これはクイーンざまみの往復を利用しますと、いわゆる総務省が言っている 30%を超えて 50%前後を超えと思います。フェリーでしたら大体 30%ぐらいになるんですけども、これを 30%に見直してクイーンざまみで往復ができなくなると、ちょっと寄附金にも将来影響が出るんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。実はですね、せんだって、この返戻品についてですね、総務大臣の通知を受けまして、県のほうでヒアリングがありました。担当が言っているんですけども、本村の場合、この通知の趣旨なんですけれども、ふるさと納税の趣旨に反するような返戻品、高額なものであったり転売可能だったりというのはやらないよという通知だったんですけども、本村においてはヒアリングを受けた理由としてはですね、船舶のチケットが商品券に当たるのではないかというような懸念がありまして、ヒアリングを受けたわけなんですけれども、そのときにおいては、これはあくまでも島に来ていただくための手段としての返戻品ということと、普通の商品券のように転売されるようなことがあまり考えられないということで、その辺については問題ないというヒアリングの結果だったんですが、御指摘のようにですね、返戻の割合が 3 割

以上になっています。1万円で5,000円ですから、5割を超えているということで、その辺については改善の指定をされておりまして、現在その対応を検討しているところです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やはり5割は非常に我が座間味村にとっては痛い話でありまして、確かにこのふるさと納税の寄附金で5字の環境美化整備事業の予算もつけられておりまして、非常にありがたい財源であるのです。どうかこのクイーンズマミの往復割引チケットが残るように、どうか県、国と生き残りをかけた、そういう話し合いをしてもらいたいのですが、それは話し合う余地はあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

船舶の割引きについては、そのまま残すことは可能です。ただ、繰り返しになりますけれども、その割合ですね。その辺がちょっと今後の検討課題だと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

やはり1万円の寄附が非常に多い。9割がた1万円の寄附なんですけど、ですからその人たち、クイーンズマミで島に来たいという気持ちが非常にあると思いますので、その辺の期待を裏切らないような形で、どうか継続していくような形でやっていければと思いますので、よろしくお願いいたします。それに対して村長から何か意見があれば。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずふるさと納税に関しましては、多くの方々に納税いただきまして、心より感謝をしたいと思っておりますし、またこの場をおかりして、改めて感謝の意を申し上げたいと思っております。前総務大臣高市さん。名前が違うんだよね、あれ。高市じゃないですね、本当はね。総務大臣の名前を忘れましたが、前総務大臣がそういう話をしていたというのは重々承知をされておりまして、先ほど総務・福祉課長からありましたとおり、本村の場合は非常にグレーゾーンであるけれども問題ない、何とか大丈夫じゃないかという話をいただいているということ。ただ、3割を超えるというところが一つのネックになるんじゃないかという話を聞いておりますが、制度の中でしっかりとふるさと納税の意義を考えつつ、私たちができることをやっていきたいと思っておりますし、引き続きまた多くの納税を募れるような状況をつくっていききたいと思っております。

一方では、先ほど中村議員から話がありましたが野田新総務大臣が前大臣の考え方を踏襲するという発言があったというふうに質問趣旨の中でございましたが、実はですね、私もニュースをいろいろ見させていただく中で、野田総務大臣、現在の大臣はですね、郵政とかに関するところは踏襲をするという発言をされておりまして、それ以外のふるさと納税に関してはですね、このようにお話をされているんですね。「転売目的をどうするかというのは別にして、金券ですから。転売目的をどうするかというのは別問題として、それ以外のことに関しては自治体のほうに、自治体の首長に裁量を任せていいんじゃないか」という発言をしております。ですので、前総務大臣とは多少ニュアンスが変わってきているということが1つ。それとですね、そういった状況もあることですから、その辺の新しい総務大臣の発言、あるいは考え方に注視をしていきな

がら、私たちのふるさと納税のあり方をしっかりと議論していく、そして一人でも多くの方から納税をしていただける環境づくりをしていくことが大切だと思いますので、しっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

ありがとうございました。野田新大臣に関しまして、私もネットで調べてプリントアウトしていなくて、何かそうだったような気がしていたのですが、新しい大臣が寛容な考えをお持ちであれば非常に助かります。ふるさと納税ですね。今後も同じぐらいの寄附金が毎年集まってくれることを期待しておりますので、この件については質問を終わります。

2 番目の質問に移ります。渇水対策についてであります。梅雨明け以降、少雨傾向が続き、阿嘉島ウタハ堰の水位が日に日に下がっていますが、この対策を行いますということですが、後日、水に関する補正の予算がありますね。この辺について詳しく聞きますので、今聞きたいのは、きょうのホームページでウタハの水位が38.5%と。これが9月1日現在なんですよ。10日以上もそのまま。こんなに水問題をやって、水に関心を持っている人はたくさんいるのに、何で更新されないのか。水系があつて、これはテレメーターで役場で毎日見れると思うんですけど、ネット上での更新があまりにも遅いのはなぜでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘ありがとうございます。早急に改善していきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

もう一つ注文があります。以前の、いわゆる今のホームページに切りかえる前はですね、ちゃんと水の水位、座間味ダム、阿嘉のウタハ堰が見やすい位置に大きい小窓があったんですけども、今は「島で暮らす」のページに飛んで、それから小さい「上下水道について」のところに行かないと見れないという。やはり水には昔から座間味村は非常に苦労してきましたので、水に関心を持っている人はたくさんいます。だから、トップページの中のどこか、ちょっと小さい小窓で見やすいように、各ダム、堰の情報を見やすいところに置いてもらいたい。だから今現在、ダムの情報、水の水位情報はホームページで探せない人もいるんじゃない。私も探すのにちょっと時間がかかったくらいですから、その辺の検討をお願いしたいのですが、いかがですか課長。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この辺の御指摘、ありがたく思います。その辺ですね、検討してまいりたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

島の人だけでなく、やはり観光で来る方も島の水事情を非常に気にしていますので、この辺ですね、早急によろしく願います。もっと詳しく聞きたいのですが、これは今聞きますと補正でもっと聞きたい

人がいると思いますので、これはそのときに一緒に議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で一般質問を終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

皆さん、午後もよろしくお願いいたします。ちょっと風邪をこじらせてしまって、お聞き苦しい部分もあると思いますが、よろしくお願いします。こんな大事なときに自己管理できなくて、非常に反省しています。

まず1点目です。観光客のドローン使用方について。ドローンの普及に伴い、場所をわきまえず使用する観光客らしき人が増加しております。私は副業で観光客を船に乗せて無人島にお送りしておりますが、ドローンの持ち込みが毎年増加しております。ちなみに、私のところだけでもこの夏に8件、8グループというか8回もしています。そのときに他人のプライベート写真は避けるようにお伝えはしているんですけども、やはり目的はビーチとか海を写していますので、必ず人は写っていると思うのです。それは調べることができないので、どうしようもないんですけども、もちろん座間味村のアピールのための仕事用ですね。撮影もあるのはあります、確かに。国交省が出している許可証をその人たちも持っているかどうか調べるわけにはいかないので、そこも何とも言えないんですけども、無人島に限らずですね、明らかに仕事の撮影ではなくてプライベートで港のターミナル付近ですね、そことか護岸から飛ばして集落を写したり、クイーンとかフェリーの発着などの様子を、もちろん人も写っています。そういう撮影している人も何人もいましたので、ちょっと考えものだなと思って、きょう出しているんですけども。ドローン規制法が2015年9月に成立しておりますが、自治体でも条例を設け、問題が起きる前に対応すべきだと思います。今後、そのドローンの使用方法について、規制をどのように検討するか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。航空機の安全な飛行に影響を及ぼすおそれのある空域や、人口集中地区の空域において無人飛行機を飛行させる場合は、あらかじめ国土交通大臣の許可を受ける必要があります。本村で使用する際には、慶良間空港以外の空域に関しては国土交通大臣の許可を受ける必要はありませんが、人が多く集まるビーチ、港湾、漁港等での使用に関しましては、村内事業所並びに関係団体と連携を図り、モラル向上を図っていく必要があると思います。現在におきまして、他市町村での規制は私の勉強不足で確認はできておりませんが、もし規制を行っている先進地等がありましたら、それを見習って本村も対応していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

近隣離島はちょっと調べたんですけども、久米島では一部の観光地で規制がありまして、あとは本村と一緒にです。渡名喜、渡嘉敷あたりも特に条例がなくて、一般的なモラルと航空法に反しないようにというこ

とで済ませているようです。もし観光客から問い合わせがあった場合には、電話対応は産業振興課のほうでももちろんやっていると思うのですが、どのような対応でお答えしているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

多分ですね、船舶観光班のほうで対応していると思いますが、まだ私のほうへは、そういった詳しい情報等が入っておりませんので、そこまでは把握しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

課長のほうで把握していないということは、これまでにそういう問い合わせがあまりなかったということなのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その辺もですね、まだ私のほうでは確認しておりません。済みません。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

課長の耳に入っていないということは、恐らくお客さんは問い合わせもせずに持ち込んで、自由に飛ばしているというのがよくうかがえると思います。何かがあってからでは遅いです。港の周りは特に人がいっぱいいるので、来年の繁忙期までにはどうにか条例をつくって施行できるように期待しております。よろしくお願いします。

続きまして、2 番目の質問に移ります。産業廃棄物について。座間味から阿佐に向かう道路の途中にも昔からあるごみ捨て場があるのですが、そこと港の東側バースにある産業廃棄物を置いている場所ですね。特にその東側バースの産廃は景観も悪く、ちゅら島条例の観点からも改善が必要かと思われます。もちろん置き場についても置く場所がなくて、港の近くが理想ではあるのですが、今置いている場所というのはフェリーが到着した後に、左側に行っても右側に行ってもすぐ目に入る場所なのです。向こうは回転しますから。どっちに建ててもあれが見えたと。そこに墓地もふえてきているので、あの状態で御先祖様にも大変失礼な気がします。どうにか見えにくい場所を選ぶか、非常に場所がないので悩みどころではあるのですが、見えにくい場所を選ぶか、または見えにくい方法がないか。何かでこうカバーというか、できればグリーンが、木が立った後ろのほうに置くとか、そういうのができれば一番いいとは思うのですが、そういう方法がないのか検討していただきたいのと、あと、少し話づらいのですが、集落の住宅を見てもですね、昭和40年代から昭和50年代に建てられた古い家があります。そういう古い家も劣化してきて、建てかえを検討していきたいという住民も今後ふえてくると思います。そのように個人から出る廃材の負担軽減もぜひ考えていただきたいと思うのですが、今後どのように検討するか、まとめて伺います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

私のほうからは、まず阿佐線の途中の件なのですが、阿佐線の途中にですね、以前から廃棄物の集積場と

して利用されている場所があります。この場所については現在は草木などに限って搬入をしてもらっているのですが、中には建築廃材が廃棄されている事案がありまして、利用方法について周知徹底とですね、施錠をして管理をしているのですが、その辺もしっかりとやっていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

私のほうからは村内の全港の放置船につきましては、9月の定例議会において予算措置を行い、現在事業を執行しているところであります。9月11日時点、座間味島におきまして27艇、阿嘉島で1艇の申し込みがあり、処理した廃船は産業廃棄物として村外へ搬出する予定となっております。港湾内の産業廃棄物につきましては、個人の産業廃棄物もありますが、公共工事等による産業廃棄物も含まれており、今後、財政当局と調整しながら複数年かけて港湾、漁港内の景観美化を進めていきたいと考えております。また、今後の産業廃棄物処理につきましては、総務福祉課と調整を行い港湾美化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございます。景観も考えながらということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。廃船に関してもきのう、きょうも放送があったように、周知徹底なさっているのはとても感謝しています。個人に対する負担軽減というのはどうでしょうね。今後、検討していく余地はあるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えします。個人の住宅等の取り壊しに係る廃材の持ち出しだということなのですが、本来は、例えば建築をされるときに建築主が、その工事費の中に含まれるべきものだと思います。ただ離島であるということで単価がかさんでいきますので、今、宮平清志議員から御提案がありますので、そういう制度ができるのかどうかというのは今後考えていかないとはいけないと思います。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ぜひ検討のほうをお願いします。産廃や廃船の処理も含めてですね、徐々に改善してきれいな国立公園していただければと思います。

続きまして3番目の質問に移ります。インフラ整備についてなのですが、先ほど、これは太郎議員からも同じ質問がありまして、6月定例議会で質問した道路の修繕の件ですね。どのような順番で進んでいるのかというのを伺いたかったのですが、太郎議員と同じなので、これはそれでいいと思います。今後も道路の修繕は多く出るとしますので、速やかに整備できるように今後ともお願いいたします。私のほうからは以上

です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

最後になりましたが、9月は決算議会ということで、一般質問が少なくて執行部の皆さん済みません。その分、予算のところでいろいろとお聞きしたいと思っております。朝の議会議員からの質問と若干重複する点もありますが、またそこと違う点をお聞きしていきたいと思います。これまでに土地問題は、執行部のほうから議員団が呼び出されたり、去る臨時議会でもそういった話がいろいろと出てきましたが、改めてまたそういう面を、住民が不安がっていることを少しずつお聞きしていきたいと思います。

御承知のように、阿佐、阿真、次々と建物、土地が村外の方に購入されております。さらに座間味村の建物も売られるような情報が流れています。いずれにしてもですね、3区の一等地であれ、これは座間味村も本当のことであれば非常に残念に思います。これまでは村を先頭に、先輩たちが、あるいは皆さんのお父さんやお母さん、あるいはおじいちゃんやおばあちゃんによって守られてきましたが、ところが偶然というか、国立公園の指定を受けた平成26年3月5日を境に、建物、土地が次々と物色され買われたり交換されています。朝の話にも出ていましたが、Iターン、Uターン、次男、三男、土地を欲しがっている人がたくさんいます。次男、三男だけじゃなくて二週間前、私の所に来たのは四男でした。「先輩、土地はないですか」と。「ヤグワ一つくりたいんですけど」ということで、四男。大体、四男といたら、皆さんからしても誰々かなと、そうたくさんいないからわかると思いますが、というような話がありました。かつては乱開発防止のために、村が中心となって資材搬入がバージーであるからということで、阿佐の座間味生コンの丘の上に反対運動をしに行ったことも、今は行政の皆さんでもそれを経験したのは二、三名しかいないと思うのですが、そういう動きもありました。さらに不定期航路が走るということで、当時の収入役を筆頭に横断幕をもって船を接岸させないんだという形があって、そういう経緯があって、さらにダイビング協会のオニヒトデとか、そういういろいろな苦情もあって、国立公園の指定を受けてきたと、私はそう思っているのですが、いろいろ冒頭に申し上げたように、何かあるたびに私たちも呼ばれたり、去る臨時議会でもありましたが、このままで私たちはそれでいいのか、ということが非常に懸念されます。今、朝にあったように副村長、それから村長もある程度話し合いをしていましたけれども、その他の自治体にですね、そこに住所を置かないで、要するに建物を買う、土地を買うといった、その阻止をした事例はないのか。あるいは、朝の話とはちょっと違いますが、それを阻止するような条例がつかれないかどうか。去る全協では副村長が「こういうのを妨害したら、また逆に訴えられるので、村は手の出しようもないよ」と。じゃあ、我々村民は黙って見ておくのかということが言いたいのですが、ちょっとまとまりのない話にはなっていますが、そういう形で、それを阻止する方法。あるいは村として、今後住民と一緒にですね、我々もそうなのですが、何か策はあるか。まずそれからひとつ伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

先ほどの御質問ですが、まず1点、阻止する事例はないかという御質問ですが、勉強不足かもしれませんが、私のほうでは把握しておりません。また、個人が土地を売買することにあって、村がとめるようなことはできないと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

そのことは臨時議会、あるいは我々が呼ばれたとき、いろいろお聞きしているのですが、今村民はこれから先、乱開発が始まるのではないかなというふうに不安をしています。ですから、これは何も行政だけに預けるのではなくて、我々もそういった他の自治体、他府県、あるいは他の市町村、そういうことがないかどうか、もちろんこれからうんと調べなければいけないのですが、そういうことで、これまで守られてきた本村のこういった土地、建物が今後我々の子供、あるいは孫の時代にですね、島の変わり果てた姿をずっと引き継いでいくということではですね、要するに我々の時代で、どうにか私はその阻止をしたいという願いを込めて、あるいはそういうことになってはいけないということで、今その話をしているのですが、ちょっと話は飛びますが、8月29日、新宿ソフトが3便でこういうお嬢さんたちがたくさん来ましたね。産業振興課長が好きなそういう、たくさん来ましたが、クジラのモニュメントの、花くじらの前にですね、外車を含め、それから四駆、ワンボックスカーが20台ぐらいとまっています。ちょうど3便入れかえで、あのころは8月29日で人も少なくなって、ただ帰る観光客と入れ違いをする観光客はですね、恐らくそれにびっくりしたと思います。そしてフェリーバースにはクルーザーがとまっていて、それからダブルカタブランが2隻ほどとまっていて、その上にですね、もちろんキャバレー嬢と言ったら大変失礼なのですが、60名以上がその船に乗ってこうやっている。那覇署からも三、四名が応援に来ている。ところが私ももちろんスマホにその写真を撮ってありますが、私が今言いたいのはですね、皆さん執行部の方がですね、管理職以上の方が全然見受けられなかった。ただ、何かあっては遅い。だけど、皆さんのさっきの話と少し重複しますが、何もないといいんじゃないかと。ところがですね、この新宿ソフトはですね、村民と車の物損事故も起こしているのです。そして今この車が那覇に修理に出されているのです。翌日、私はこの方々が何をするかということで、女瀬の崎（うなじのさち）からずっと見ていました。もちろん、アゲナシク、ガヒ、それからイチャカジャ、阿嘉のクシバル（後原）に回る非常にサンゴのきれいな所があります。そこでシュノーケリングをしてですね、大型クルーザーが目目の前の無人島を行ったり来たりそこで人を乗せかえしたり、そこからまた水上バイクということで、何もないといいんじゃないかというのが皆さんのそういう答えなのですが、何かあっては、それは遅いのです。現実に車の物損事故も起こっています。これは今、那覇に持っていつているのです。それは皆さんの耳に入っているかどうかは知らないのですが、そういう事例もあるのです。

それから、私はそういう場面ではあまり言いたくないのですが、というのは、こういったのが議事録に残ったり、インターネットでいろいろ網羅すると、ますますそういった島外で物色している形に拍車をかけるのではないかと、あまり言いたくはないのですが、安慶名敷島は山は村有地です。もちろん砂浜は関係ないです。ところが向こうは50年、六、七十年前まではサトウキビやスイカをやっていた。方言で言えばアブシ。畑の境目があるのです。そこには地権者がたくさんいます。そこに新宿ソフトがですね、どうせ寝ている土地だということで、既に交渉に入っているのです。これはもちろん皆さんは村にいらっしゃるから、行政にいらっしゃるから、それはもう耳に入っていると思うのですが、実際、その地権者から私のほうに「どうせ寝ている土地だから、喜文売ってもいいんじゃないか」というような話まで出ているのです。ところがそこに立て看板が立てられて「管理保有地です。入島禁止です」と書かれたら、私も冬場のお年寄りの観光客で無人島めぐりというのをやっています。そこの上の丘を歩いたり、ヤギを見せたり、かつてはここが畑だったんですよとか、いろいろな説明をしたりします。ところがここはですね、極端に言うとサナジジーで、地権者はたくさんいるんですけど、そこにもし立て看板でも建てられたときにですね、「踏み込み禁止とか立ち入り禁止」とかされるとですね、一層そういう面で、非常に観光がやりづらくなるというのが出てきます。そういう面で、その辺は行政のほうに情動的なものが入っているのかどうか、それまでお伺

いします。そして今後、これをどう対策を練るのか、あわせてお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの無人島への売買の件ですが、こちらのほうは把握しておりません。今の段階では開発行為を防ぐのは、まず難しいのではないかと判断しております。そのために宮平義治議員の御質問にもお答えしましたように、座間味村景観計画を策定して、その中で規制をかけていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

そういうふうに、今、彼らは何を考えているかわかりません。だから当然、さっきから言っている無人島は、どうせ寝ている土地です。それに勝手にここに看板などが立てられたら村のイメージも悪くなります。当然向こうは海水浴場で使っているし、もちろん潮の流れがあるときは、そこは先ほどの清志議員の話じゃないんですけれども、そこには案内しないし、そういった面で地元の方はその立地条件、それから潮の流れ、そういったのを全部把握していますので渡していないのですが、そうじゃないときは、結構カヌー、カヤック、海水浴と相当利用しています。変な言い方ですが、トイレは恐らく上に行ってやると思います。そのときに、こういった見苦しい看板等でも建てられたら、これはたまったものではないですから、その辺も含めてですね、大いに今後どうすればいいか、ちょっと頭に置いておいてほしいと思います。その件に関しては以上ですが、とりあえず、まず乱開発をさせないためには、我々の時代でどう阻止できるか。先ほどから副村長が言っているように、人の財産ですから、村が手の出しようもないし、足の出しようもないというような話なのですが、果たしてそれでいいのかどうかというのがですね、非常に私たちも、皆さんも頭が痛いと思うのですが、その辺をお互いに考えながら前に進めていきたいと思っておりますので、これからもそういった情報はじゃんじゃんやっていただきたいと思います。

それで例の阿真の件は、副村長が一週間前の全協で、「結局買われたけど、また村で買ってください」というような話…それはまあ、いいですか。間近になってですね、この前、私にも7月3日、4日にそういうふうに「売買されようとしているのを確認してくれないですか」というような電話をいただきまして、すぐに折り返し電話をしたのですが、お出にならなかったということもあるのですが、私が以前から言っているように、お互い議員、お互い村民、あるいは先ほどありました区長とか、そういう方々で阻止できるもの、あるいは情報共有できるものはやりましょうということを再三申し上げているわけですが、そういうことを申し上げたからこそ確認してくれないですかということの依頼の電話があって、すぐ電話をして返事も聞いて折り返しお電話したのですが、お出にならなかったということもあったのですが、その辺はやはりできるものは私たちも速やかに進めようと思っておりますので、これからはどうか、こういったものを少しでも防げるようなことをお互いに協力していきたいなと思っておりますので、ひとつあわせてよろしく願いいたします。じゃあ、この件に関しては…。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

本村の土地、建物の件で今いろいろと島外の人を買われようとしていますので、その辺の件を執行部としてどう考えているかということでお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

土地の売買につきましては、なかなか事前に情報を得る状況がなかなかないのが実情であります。ただ、3月ですか、一部の土地を補正予算で出ささせていただいて購入した事例もありまして、そういった場合はですね、私たちの中でしっかりと議論をした上で予算を伴うものとか、それ以上に財産の取得に係る部分に関しては、しっかりとこれまでもそうさせていただきましたが、議員の先生方と意見交換をさせていただきながら、その方向性を考えていきたいと思っております。これからも土地に関するいろいろな問題が出てくることは宮平議長議員の質問の中でもお話をしましたが、想像できることでございます。できるだけ知り得る情報というのは、お互いに情報共有をできるだけするようにしてやっていきたい。ただ、議員御承知のとおり、先ほどもお話をしておりましたが、個人の売買等々に関して、なかなか私たちが介入することができないというのが実情でございまして、また私たちがその土地を買おうにも、予算づけが必要であったりとかということもありますので、その辺はしっかりと慎重にやっていきたい。ただ、そういった中でも私たちなりに、いわゆる一般論で言う乱開発、あるいは開発行為はいい意味での開発行為ではなくて、住民が望まない開発に関してという形で規制がかけられるのか、という大きな課題はあろうかと思えます。全てにおいて私たちが行政として、あるいは村として、全てにおいて対応はできませんが、先ほど話をさせていただいたとおり、今年度から座間味村景観条例を策定するというので、今年度から2年から3年かけてつくっていくことになっておりまして、この中身としてはいろいろな建設、あるいは開発行為に対して法律に違反しない範囲内で、座間味村独自の規制をかけていこうというのが、簡単に言えばそういうことだと思うのですが、そういった中で大規模乱開発とかですね、村民の望まないような開発というのが100%ではないと思いますが、少しでもそういったところで規制をすることで、観光客が多く来る。あるいは環境の保全に資するような行政運営ができればと思っておりますので、その辺はぜひ御理解をいただいて、また私たちがこの条例を策定する勉強会の時点で議員の先生方にも相談することになろうかと思っておりますので、その中でいろいろと議論をさせていただいて、法律で定められる範囲内でしっかりと議論をし、条例を制定していくということになりますので、議員の皆様の御協力もまたあわせてお願いしたいと思いますし、いろいろな情報があろうかと思えます。個人情報が出てくる場面もございますので、なかなか話づらいところも私たちもありますが、法律に違反しない限りでいいですか、その中でお互いに情報交換をさせていただく中で、できることをしっかりとやっていくというのが、今私たちにできることかなと思っております。まずは条例策定に向けて御協力をよろしくをお願いしたいと思いますし、先ほどいろいろ警察の話もございましたが、難しいところもございまして、警察にお願いをするところは警察にお願いをするということと、詳細に関しましてはお話はできませんが、いろいろな事案が発生した場合には私たち行政と、特に副村長が中心になっておりますが、警察のほうでお互い情報が交換できる内容については情報交換をして、いろいろと対応といいですか、行政でできることは行政でお手伝いをさせていただいているという実情もございまして、大変申しわけございませんが、個々の内容につきましては、この場ではやはり話せる内容ではございませんので、その辺は御承知おきいただきたいということで、私たちとしては警察、行政ともしっかりと連携をして、あるいは医療側ともしっかりと連携をとっているということだけは御承知おきいただきたいと

思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。その辺、ちょっと機転がきかなくて大変申しわけありません。もちろん気持ちは一緒ですから、それはお互いにいい形でいい島を守っていこうということには変わりはないですから、その辺はわかっていたきたいと思います。この件に関してはこれで終わります。

続きまして2番目の質問に移ります。クイーンざまみの代船がどのような形で進行しているのか等々と、それから運航管理体制等々についてお伺いします。クイーンざまみはもちろん、この1月に隣村と私たち村長、議長、お隣の村長、議長ということで県のほうに要望書を出されているのですが、最後の結びをたしか読ませていただくと、「特段の支援をお願いします」ということは、これは村長、補助を対象とした特段の支援と受けとめてよろしいのですか。まずそれを1点お聞きします。話をする前に。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御指摘といいますか、御質問のとおりでございます。補助を前提としております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私たち一般地方議員まで、6月8日の内閣のヒアリングの離島船舶について内閣府沖縄政策担当、何々参事官という方たちから、手元にいろいろ資料が入ってきておりますが、懸念事項としては交付金は順番ということで、もちろん平成33年度までは、沖縄県の離島の補助対象事業はもう決まっております。確かにそれはもちろん私が言うまでもなく、皆さんのところにもその資料があると思うのですが、我が村は平成28年、去年の11月1日にフェリーを就航させましたので、順番からいくと平成33年まで、まず補助の順番には入っていない。それ以降の順番は、赤字航路を優先的に補助順位を決めていくというふうにただし書きされているのです。ここにも、内閣のヒアリングの中にも「平成33年度までは順番が決まっているが、高速船は対象外なので、それは県に働きかけ高速船について認めてもらう必要がある」と、あえてそこまで内閣府は言っているのです。現状は赤字航路から順番にやっていくということになっているのです。そこで今、非常に皆さん高速船に関しては、文字どおり高速船ですから非常に動いているようですが、既に建造委員会が2回、それに村長以下課長補佐、主幹クラスが4名ほど既に行って船を見てきたというお話も耳にしております。そこで私が今一番聞きたいのは、補助でつくれるのかどうか。それとも起債なのか、それとも離海振を使うのか、今の段階ではどういうふうな形のことを持ってやっているのか、もちろん100万円や200万円の公用車を買うのと違って、当然計画性がないとできないことは、それは十分承知しています。ただ、つくった後に補助の対象とならなかったとなると、非常に大きな痛手をこうむります。御承知のように本庁舎もつくりました。それにフェリーも就航しました。さらに10億円の買い物起債、リースで後々買い上げしてもらうとか、補助がつくとか、あるいは現時点で補助がつく見通しが立っているとか、その辺がおわかりでしたら、村長、課長、もしおわかりでしたら教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず先に高速船、クイーンざまみにかわる代船建造検討委員会というものの立ち上げを6月にしておりまして、これまでに2回の検討会議を進めてきております。これから長丁場になりますが、基本的な考え方といたしましては、平成31年度発注の平成32年度就航に向けて頑張っていきたいということで、この建造委員会を立ち上げているところでございます。議員の先生方全員に入ってもらえないのは大変残念なのですが、代表して議長に委員の中に入らせていただき、委員会の副委員長としてお手伝いをさせていただいているところでございます。ありがとうございます。まず、現状の高速船クイーンざまみ3についてですが、平成14年就航の高速船クイーンざまみの耐用年数は11年でございます。高速船クイーンざまみ3につきましては当初、離島海運振興株式会社のリース物件としてリースをさせていただいて、年間5,000万円以上のリース料を払ってここまでやってきておりますが、11年を過ぎた時点で、減価償却をさせていただいて再リース、大体400万円から500万円ぐらいの金額で年間リースをさせていただいていたのですが、一括交付金を活用して、そのリース自体を支払いをして購入をした形になっています。それが平成24年度の後半だったと思いますが、現在では財産として、私たち座間味村の財産になっておりまして運航を続けているところでございます。まずですね、私たちの高速船、今頑張ってもらっている高速船クイーンざまみ3につきましては、耐用年数の11年を既に過ぎているということが第一にあります。さらに、それから何年でしょうか。4年ぐらいですか、もう既にたっていて、経年劣化も激しいということと、整備に関してもいろいろと新しい船ではないので、多少経費がかかってきているということ、それと船の構造自体が、これからの検討委員会の中での議論になってきますが、今の状況の船の形でいいのかという話も含めてですね、バリアフリーの話であったりとか、フェリーがロックしているときの貨物の特に郵便物のあり方とか、いろいろな議論が出てきておりまして、そういったことを総合的に勘案しますと、まさしく既に高速船については、つくりかえについて議論をしなければいけない時期にとうに來ていると私たちは認識をしております。その中で建造委員会を立ち上げたところでございます。お伺いの内容でございますが、リースをするのか、あるいは起債で買うのか。あるいは実質、補助金を使って購入するのかということでございますが、現状、まだ何も決まっております。もちろん検討委員会の中でしっかりとこれも議論をしていくことではございますが、私の希望といたしましては、補助金をどうにか獲得をして、その中で100%の補助というのは基本ありませんので、補助金をして残りを起債で賄うというのが基本的な考え方でありまして、できれば財政運営についてはそのような状況でやっていきたいと考えているところでございます。先ほどから話をしていますように、まずはこれが決まってから造船を検討する、補助金が確定してから。あるいは購入の仕方が確定してから船の建造委員会を立ち上げるという、さらに早くても2年もしくは3年かかってしまいます。ましてや補助金がつくまで待つとなった場合には、いつまでかかるかわからないという現状もありますので、しっかりとここは船の造船の時期に合わせて、時既に超えているのですが、できるだけ早いうちに、例えば去年は渡嘉敷のマリンライナーさんが長期でエンジントラブルで、観光客及び村民の皆さんに御迷惑をおかけしたという話も聞いておりますので、そういったことにもならないように対応していきたいと考えているところです。私の考え方としては、先ほど申し上げたとおり、御質問の答えといたしましては、できるだけ補助金を探す、あるいは創出をさせていただいて、その中で足りない部分を起債で賄っていくというふうに考えているところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、村長がおっしゃったように、我々も当然、新しいものにこしたことはない。できるだけ金がかからないで。というのは、そう言うは大変失礼なのですが、本庁舎においてもですね、あと一、二年ぐらい待て

ば、もしかすると補助でつくれたのではないかなという部分もあるものですから、あまりそういう先走ってしまうと、つくってから補助がつかなかったと。さっき言ったようにですね。そうならないような形も含めてですね、もちろん今、村長がおっしゃるように100万円、200万円の公用車を買うのとは違いますので、十分な計画性が必要。それはもう当然わかっています。ただ、その中で今後、平成32年に就航させる。1年で一括交付金も切れるという形になってくると、本村の抱える財政状況は、ますますそういう面で脆弱になってきますので、その辺の見極めが非常に今大事な時期ではないかなと思います。何をしてそういうことを言うかという、我々議員は5月に長崎県へ行ってきました。そして例の軍艦島、世界遺産の軍艦島にも上陸しました。ここは長崎の出島から出る高速船が2隻あるのですが、その船に比べますと、うちの高速船、同じ200名乗りですよ。まず、すばらしい客船ですし、もちろんスピードもありますし、向こうは、アマクマ、ガッパイガッパイして、それから船客の皆さんが言っているからわかりますが、椅子も全部手すりも全部引っ込んで、しかし、これでも相当大きな長崎県で利益が出ているということで、下手をすれば、この高速船も定期ドックで相当金をかけていますし、場合によってはもつのではないかなというようなことも一理あります。というのは、財政的なこともありますからね。それから、きのうの台風情報なのですが、八重山の港が映っていました、NHKで。そこにニヌファブシ、最初の高速船、ゴーリキがつくった。今はミホがつくった船ですね。今、皆さんの話は飛び飛びになりますけれども、情報によるとシャフトつきの船で、皆さん先ほど1回は行ってきたいですが、その巡航で32ノットから34ノット出ているのは、マリンライナーとクイーンさまと、あと1隻あるかないからしいというふうに整備会社からも、あるいは現場からも聞いておりますが、じゃあ、今行ったところにですね、この高速船以上のもの。確かに今、村長がおっしゃるように、高速船に何が必要かという、おっしゃるように客室も多くとりたいと。手荷物置き場それからトイレ、それからバリアフリー、そういった面での改造点、あるいは改修点ということで、客もこう言っているような、それは我々も同じような見方です。ですが、果たしてじゃ、この造船所でそれなりの望みができるのか。それと今、高速船をつくっている造船所が非常に少ないと。ゴーリキ、ミホはもうつくっていません。それで今言っているところも、クイーンのレベルの船まではつくったことがないと。もちろんこれから設計段階に入って、新たにエンジン、どのエンジンを積むとかとなると、やはり技術的に可能なのか、もちろんそれも含めて今、調査もしていると思うのですが、その辺も含めて非常に金のかかる大きな買い物です。我々座間味村にとっては。そういう面で、ですから、この辺が今どういうふうな形で今進んでいるか。ちょっと話はそれますが、去る議会で村長は、建造委員会はフェリーより大分落としますということだったのですが、現在、建造委員会は何名いて、それからこの造船所で今の高速船以上のものがつくれるかどうかの現状での見立て。それから建造委員会が今何名いますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

建造委員会はですね、16名参加しております。16名のうち3人は沖縄県の課長の名前になっております。一括交付金が使えるかどうかはまだ決まっておりますが、フェリーをつくったときにも一括交付金の担当課が沖縄県企画交通政策課、それから座間味港は県管理の港湾、阿嘉のほうも県管理の漁港でございますので、県漁港漁場課の課長、それから港湾課の課長、3人を入れておまして、その3人はですね、例えば港の改修が必要になったりすることもあるでしょうし、実際、フェリーのときもスロープをかえたりとか、阿嘉島の波除堤のテトラの移動をしたりとかということで、いろいろと御相談をさせていただいたこともございましたので、今回はメンバーに入れさせていただきました。それから離海振さんのほうからも1人、フェリーのときはオブザーバーという形で参加をしていただきましたが、今回は委員という形で1人招集を

させていただいております。離海振さんに関しましてはですね、技術だけではなく、これまでいろいろな船をつくってきたという経験、あるいは技術、私たちがわからない部分、それだけではなくて、いろいろな造船場のおつき合いもございますので、いろいろな船をつくっている、現場を知っていること、もちろん造船場を知っていること。いろいろな船がどこでどういう形で走っているかというの、情報を相当知っているということでメンバーに入れさせていただいているということで、あとは村民を中心に、私、議長にも入っていただいておりますが、その中で16名ということでございます。そして、先ほどの2つ目の御質問、今の日本国内にある造船場の中で、クイーンと同じ規模の速さの船がつくれるのかどうか。というのは、これから造船場の視察が入ってきますので、そこで私が、今の時点で「はい、できます」という形では言えないと思いますが、今の日本の技術であれば、同じような船が大体つくれるのではないかと私たちは認識をしております、まさか今の船よりも20分も30分も遅いような船をつくるということは、到底考えられることではありませんので、基本、今検討委員会の中で話をしているのは、基本的なところは座間味の今のクイーンざまみ3をベースに、これからこの船をどういうふうに変えていくのかというような議論から始まっております。ですので、もちろん機械とか船の細かい話は私の知識の中では語ることはできませんが、最低でも今の船の内容を中心に、それに前後するような、それは速さであったり大きさであったり、収容であったり、全てにおいて、まずそこをベースにどういう形に持っていくかというのを、これからまさしく議題として話をさせていただくというところでございます。議員の代表で議長にも中に入らせていただいておりますので、いろいろな場面ですね、こういう場面でもいろいろ御質問されてもいいですし、また議長を通して実行委員会の中でいろいろな形で御助言とか御提案をしていただくのも一つの考え方だと思いますので、また引き続きいろいろと御理解と御協力をいただければというふうに思っているところでございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。本来は一番最初に言うべきではなかったかなというのがですね、10億円の買い物ですから、こちらにいる議員の皆さんにですね、今回もし補助がだめだったら起債、もしくはリースでやるから、10億円の買い物だから、議員の皆さん、とりあえずあと3年、4年先に私たちがいるかわからないのですが、現段階では我々が、例えば5,000万円の公共工事をするためには臨時議会を開いて、請け負いさせますからということを皆さんは提言しますが、今回、冒頭に言ったように、もし補助がつかない、あるいは後でつくかもしれない。もちろん、これは今の流れの中での話なのですが、本来それは私たちにも「じゃあ今はもしかするとそういう形で船をつくるので、議員の皆さんそれは了解してください」というのが、真っ先に来るべきものがこれではなかったかなと思うのですが、村長それはいかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

いろいろな考え方があるとは思いますが、私どもといたしましては、今回、補正予算等も含めて船舶建造に関する予算に関しても提案をさせていただきました。そういったところでもいろいろ議論ができますし、公約でも話をさせていただいておりますし、いろいろな形で高速船の建造について検討をしていくという話はさせていただいておりますので、それでも議員の皆さんに説明が事前が必要であったという話であればですね、また改めてそういう説明もさせていただかなければいけないのかとは思いますが、私たちのこれまでの仕事の仕方としまして、行政運営をするにしてもですね、やはりこういう予算の中で話をさせていただいたり、あるいは建造委員会を立ち上げる時点で、いろいろな代表の方に来ていただいたりということで、

話をさせていただいておりましたので、そこまで細かく話をするものだったのかなというふうに考えているところですが、どうしてもということでしたら、また議長とも相談をさせていただいて、いろいろな説明のやり方があるかと思いますので、そこはまたしっかり議会の代表である議長とも議論をさせていただければと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その辺はですね、我々も要するになぜそういうことを言うかということ、地域住民に聞かれたときに、全くそれに答えができないということになるとですね、我々も地域の代表です。その辺は多かれ少なかれ、そういう情報は入らせていただきたいと。それから、差し支えなければですね後で課長、議員の皆さんに建造委員会の名簿をおあげください。今、建造委員会の選定方法を今村長から聞いて、県の人が入っている、離海振が入っている、最初は6月議会ではフェリーより少ないという話をおっしゃっていたのですが、今の話を聞くと、それは十分議員の皆さんも理解できていると思いますので、これをお配りください。そうしないと我々もしょっちゅう聞かれていますので、そういうことで、これは何遍も言うように、すぐきょう発注したからあしたできるというものではないです。もちろん計画性がないとできないことでありますから、その意図は十分わかっています。ですから、これは今後もお互いにまた情報を共有しながらですね、いい形で進めていってください。ではよろしく願います。じゃあ、この質問はこれで終わります。

次、3番目の質問に移ります。介護保険料について。介護といえば、介護広域連合の議員さんがこちらに、代表議員がいるので、広域連合とやるべきではないかというようなこともあるかもしれないんですけども、でも、この問題はですね、介護の代表議員が広域連合の議会で行うような問題以前の問題だと私は認識して質問に上げております。今、お年寄りの中にもですね、介護保険について少し詳しい人も二、三名はいらっしゃるもので、特別徴収、特別徴収はおっしゃる様に年金から引かれることを特別徴収。普通徴収というのは、お互いみたいに40歳から64歳までが国保やそういうところで一緒になって引かれるのが普通徴収ということなのですが、特別徴収になっている方が不調になっているということで、その原因。何が原因でそういうことになったのか、ちょっとそれをお尋ねします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。御指摘にありますとおり、本来、年金特徴で徴収されるべき高齢者の介護保険料なのですが、今年度は納付書によります普通徴収となっております。御質問のあります原因なのですが、毎年度広域連合のほうへ所得情報を村のほうから提供するのですが、これの提供が遅れたことによりまして、特別徴収の手続が介護広域のほうで間に合わなくて、納付書の発送による普通徴収となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

広域連合はもちろん29市町村で成り立って、総務・福祉課長がおっしゃる様に、私は既に広域で調べてはいるのですが、これが件数的に何件ぐらいあるか把握していますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

全部で93件ございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

おおよそ100件だということで聞いております。これがですね、正常化するまでに賦課徴収、今向こうは賦課徴収会計課と。何か、ちょっと私たちがいた時と呼び名が違っているのですが、これが正常化するまでに半年から1年かかるということで、1年たったらまた来年の賦課が来ます。今、広域連合で非常にまあ今、納付書を発送したばかりで、どれぐらい金が入ってくるか。特にお年寄りになると、今までは有無を言わず年金から引かれているのを、普通徴収にいくと、当然これは広域連合から入らないものに関しては、来るつもりでいます。彼らは。話もお聞きしました。ただ、これが100件近くあるとなると、果たして可能かどうかというのが、可能かというのは、要するに徴収率が年金から引かれるようにスムーズに入ってくるかどうか、非常に懸念しているのです。ところがまだ発送したばかりですから、今のところは何とも言えないけれども、もしそれが非常に納付率が悪ければ、当然来るということはおっしゃっていました。座間味村担当の方もですね。もちろん彼らも気をきかせて国保を二、三年、1段階の人たち、所得のない人に関しては、当然年金から落ちるようにしてはいるということなのですが、2段階以上の人たちになると、下手すると所得があるんじゃないか、あるいは所得に変動があるんじゃないかということで賦課はしないで、それから年金機構にもそのデータを出さないで、成り行きを見守っているということで、先行き非常に不安なところが今発生しているんですけれども、じゃあ、今、総務・福祉課長が言うように、なぜその所得状況が広域連合に遅れたのか、その原因を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

税、住民税の担当者のほうから所得情報は流すのですが、御存じのようにですね、昨年からちょっと税の担当のほうに人事異動等が都合によってありまして、税の事務の不慣れがあったということも影響しているのだろーと思います。介護保険を納めていただいている方に非常に迷惑をかけたことについておわびを申し上げたいと思います。遅れた原因については、職員に対する私の指導も足りなかったと思いますし、事務の不慣れがあったということが原因だと思われます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは本来はあってはいけないことなのですが、当然、私が先ほど言ったように、これは29市町村で成り立っていて、そういうことが発生してるのは座間味村だけらしいです。もちろん、そこには運営委員会、村長や首長などが組織する運営委員会。それから、課長が行かれる幹事会、それから担当者会議というものがあると思います。やはりそういうところに行くときもですね、今後座間味村の収納率が悪ければ、残りの28町村に非常に迷惑がかかるのです。その辺ですから広域連合の賦課徴収担当から協力依頼があったときはですね、一緒になって徴収も本村としては心がけていただきたいなと私からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

繰り返しになりますが、介護保険を納めていただいている高齢者の皆さんには、本当に御迷惑をおかけしておりますが、村としては口座振替の手続等もかわりに行っておりますし、去る7月でしたか、熱中症講演会等のお年寄りが集まる場でも、おわびとお知らせということで周知をしているところですので、今後このようなことがないように業務の改善をしていきたいと思いをします。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。変わった手段もあるということで一安心しております。では私の質問はこれにて終わります。ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第6．認定第1号 平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしく願いいたします。なお、認定第1号から最後の第8号まで、せんだって全員協議会の中で数値のほうは御説明をさせていただいておりますので、かがみのみの読み上げで御了承いただきたいと思います。

認定第1号

平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ¥2,263,196,119
 歳出決算額 ¥2,100,993,907
 歳入歳出差引額 ¥162,202,212

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度一般会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		千円 2,263,196
2. 歳 出 総 額		2,100,994
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		162,202
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	46,893
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	46,893
5. 実 質 収 支 額		115,309
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0

平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1 村 税		77,327,000	92,584,229	76,223,762	0	16,360,467	△1,103,238
	1 村 民 税	33,787,000	34,453,023	32,727,456	0	1,725,567	△1,059,544
	2 固 定 資 産 税	36,670,000	50,459,900	36,074,700	0	14,385,200	△595,300
	3 軽 自 動 車 税	2,215,000	3,049,200	2,799,500	0	249,700	584,500
	4 村 た ば こ 税	4,655,000	4,622,106	4,622,106	0	0	△32,894
2 地 方 譲 与 税		7,504,000	7,589,000	7,589,000	0	0	85,000
	1 地方揮発油譲与税	2,190,000	2,215,000	2,215,000	0	0	25,000
	2 自動車重量譲与税	5,312,000	5,370,000	5,370,000	0	0	58,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000	4,000	4,000	0	0	3,000
3 利 子 割 交 付 金		110,000	66,000	66,000	0	0	△44,000
	1 利 子 割 交 付 金	110,000	66,000	66,000	0	0	△44,000
4 配 当 割 交 付 金		231,000	109,000	109,000	0	0	△122,000
	1 配 当 割 交 付 金	231,000	109,000	109,000	0	0	△122,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		203,000	87,000	87,000	0	0	△116,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	203,000	87,000	87,000	0	0	△116,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		16,782,000	14,941,000	14,941,000	0	0	△1,841,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	16,782,000	14,941,000	14,941,000	0	0	△1,841,000

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
7 自動車取得税交付金		1,222,000	1,427,000	1,427,000	0	0	205,000
	1 自動車取得税交付金	1,222,000	1,427,000	1,427,000	0	0	205,000
8 地方特例交付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 地方特例交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
9 地方交付税		892,115,000	913,246,000	913,246,000	0	0	21,131,000
	1 地方交付税	892,115,000	913,246,000	913,246,000	0	0	21,131,000
10 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分 担 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 使用料及び手数料		68,310,000	74,111,656	74,111,656	0	1,121,410	4,680,246
	1 使 用 料	62,070,000	68,893,010	68,893,010	0	761,720	6,061,290
	2 手 数 料	6,240,000	5,218,646	4,858,956	0	359,690	△1,381,044
12 国庫支出金		66,027,000	69,014,849	68,994,689	0	0	2,967,689
	1 国庫負担金	17,260,000	15,973,117	15,973,117	0	20,160	△1,286,883
	2 国庫補助金	46,192,000	50,100,578	50,080,418	0	0	3,888,418
	3 国庫委託金	2,575,000	2,941,154	2,941,154	0	0	366,154
13 県支出金		570,810,000	495,347,824	495,347,824	0	0	△75,462,176
	1 県負担金	12,475,000	8,131,721	8,131,721	0	0	△4,343,279
	2 県補助金	524,160,000	453,910,059	453,910,059	0	0	△70,249,941
	3 県委託金	34,175,000	33,306,044	33,306,044	0	0	△868,956
14 財産収入		299,000	413,151	413,151	0	0	114,151
	1 財産運用収入	299,000	413,151	413,151	0	0	114,151

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
15 寄 附 金		8,002,000	8,536,000	8,536,000	0	0	534,000
	1 寄 附 金	8,002,000	8,536,000	8,536,000	0	0	534,000
16 繰 入 金		295,245,000	286,993,000	286,993,000	0	0	△8,252,000
	1 特別会計繰入金	200,031,000	200,031,000	200,031,000	0	0	0
	2 基金繰入金	95,214,000	86,962,000	86,962,000	0	0	△8,252,000
17 繰 越 金		136,561,000	200,013,604	200,013,604	0	0	63,452,604
	1 繰 越 金	136,561,000	200,031,604	200,013,604	0	0	63,452,604
18 諸 収 入		12,912,000	14,394,843	14,394,843	0	0	1,482,843
	1 延滞金、加算金及び料 過	1,000	19,259	19,259	0	0	18,259
	2 預 金 利 子	1,000	5,032	5,032	0	0	4,032
	4 雑 入	12,910,000	14,370,552	14,370,552	0	0	1,460,552
19 村 債		102,824,000	101,824,000	101,824,000	0	0	△1,000,000
	1 村 債	102,824,000	101,824,000	101,824,000	0	0	△1,000,000
歳 入 合 計		2,256,486,000	2,280,698,156	2,263,196,119	0	17,502,037	6,710,119

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1 議 会 費		36,724,000	36,404,615	0	319,385	319,385
	1 議 会 費	36,724,000	36,404,615	0	319,385	319,385

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
2 総 務 費		1,099,921,000	769,653,399	62,361,000	267,906,601	330,267,601
	1 総 務 管 理 費	1,070,737,000	741,507,773	62,293,000	266,936,227	329,229,227
	2 徴 税 費	10,577,000	10,477,412	0	99,588	99,588
	3 戸籍住民基本台帳費	11,795,000	11,638,416	68,000	88,584	156,584
	4 選 挙 費	5,186,000	4,832,729	0	353,271	353,271
	5 統 計 調 査 費	491,000	186,621	0	304,379	304,379
	6 監 査 委 員 費	1,135,000	1,010,448	0	124,552	124,552
3 民 生 費		170,212,000	134,136,947	0	36,075,053	36,075,053
	1 社 会 福 祉 費	144,901,000	109,674,603	0	35,226,397	35,226,397
	2 児 童 福 祉 費	17,998,000	17,659,344	0	338,656	338,656
	3 生 活 保 護 費	7,312,000	6,803,000	0	509,000	509,000
	4 災 害 救 助 費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛 生 費		170,616,000	157,074,565	0	13,541,435	13,541,435
	1 保 健 衛 生 費	111,868,000	99,730,243	0	12,137,757	12,137,757
	2 清 掃 費	58,748,000	57,344,322	0	1,403,678	1,403,678
5 労 働 費		2,664,000	2,640,000	0	24,000	24,000
	1 失 業 対 策 費	2,664,000	2,640,000	0	24,000	24,000
6 農 林 水 産 費		119,532,000	103,615,078	0	15,916,922	15,916,922
	1 農 業 費	26,487,000	24,636,392	0	1,850,608	1,850,608
	2 林 業 費	59,987,000	57,613,207	0	2,373,793	2,373,793
	3 水 産 業 費	33,058,000	21,365,479	0	11,692,521	11,692,521

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
7 商 工 費		99,709,000	88,140,025	0	11,568,975	11,568,975
	1 商 工 費	99,709,000	88,140,025	0	11,568,975	11,568,975
8 土 木 費		467,304,000	319,957,010	80,786,000	66,560,990	147,346,990
	1 土 木 管 理 費	6,788,000	6,318,730	0	469,270	469,270
	2 道 路 橋 り ょ う 費	391,221,000	250,588,995	80,786,000	59,846,005	140,632,005
	3 河 川 費	12,083,000	10,167,688	0	1,915,312	1,915,312
	4 港 湾 費	5,943,000	4,357,987	0	1,585,013	1,585,013
	5 下 水 道 費	24,115,000	23,280,000	0	835,000	835,000
	6 住 宅 費	3,074,000	2,970,782	0	103,218	103,218
	7 空 港 費	24,080,000	22,272,828	0	1,807,172	1,807,172
9 消 防 費		86,971,000	84,245,289	0	2,725,711	2,725,711
	1 消 防 費	86,971,000	84,245,289	0	2,725,711	2,725,711
10 教 育 費		219,967,000	214,390,502	0	5,576,498	5,576,498
	1 教 育 総 務 費	87,264,000	84,251,812	0	3,012,188	3,012,188
	2 小 学 校 費	35,329,000	34,184,016	0	1,144,984	1,144,984
	3 中 学 校 費	25,210,000	24,943,894	0	266,106	266,106
	4 幼 稚 園 費	36,737,000	36,592,392	0	144,608	144,608
	5 社 会 教 育 費	12,708,000	12,513,140	0	194,860	194,860
	6 保 健 体 育 費	22,719,000	21,905,248	0	813,752	813,752
12 公 債 費		185,593,000	184,427,477	0	1,165,523	1,165,523
	1 公 債 費	185,593,000	184,427,477	0	1,165,523	1,165,523

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
13 諸 支 出 金		6,344,000	6,309,000	0	35,000	35,000
	2 公 営 企 業 費	6,344,000	6,309,000	0	35,000	35,000
14 予 備 費		4,000	0	0	4,000	4,000
	1 予 備 費	4,000	0	0	4,000	4,000
歳 出 合 計		2,665,561,000	2,100,993,907	143,147,000	421,420,093	564,567,093

歳入歳出差引残額

162,202,212円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第2号

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥266,091,045
 歳出決算額 ￥223,961,785
 歳入歳出差引額 ￥42,129,260

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度国民健康保険

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1. 歳 入	総 額	266,091
2. 歳 出	総 額	223,962
3. 歳 入	歳 出 差 引 額	42,129
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質	収 支 額	42,129
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0

平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険税		31,824,000	40,254,210	32,628,400	0	7,625,810	804,400
	1 国民健康保険税	31,824,000	40,254,210	32,628,400	0	7,625,810	804,400
2 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負 担 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 使用料及び手数料		2,000	31,100	31,100	0	0	29,100
	2 手 数 料	2,000	31,100	31,100	0	0	29,100
4 国 庫 支 出 金		63,181,000	87,076,318	87,076,318	0	0	23,895,318
	1 国 庫 負 担 金	39,418,000	52,798,318	52,798,318	0	0	13,380,318
	2 国 庫 補 助 金	23,763,000	34,278,000	34,278,000	0	0	10,515,000
5 療養給付費交付金		1,000	6,885,000	6,885,000	0	0	6,884,000
	1 療養給付費交付金	1,000	6,885,000	6,885,000	0	0	6,884,000
6 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 県 支 出 金		10,200,000	24,462,643	24,462,643	0	0	14,262,643
	1 県 負 担 金	1,882,000	1,789,072	1,789,072	0	0	△92,928
	2 県 補 助 金	8,318,000	22,673,571	22,673,571	0	0	14,355,571
8 連 合 会 支 出 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連 合 会 補 助 金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 共同事業交付金		47,073,000	58,954,720	58,954,720	0	0	11,881,720
	1 共同事業交付金	47,073,000	58,954,720	58,954,720	0	0	11,881,720
10 繰入金		51,111,000	18,541,710	18,541,710	0	0	△32,569,290
	1 一般会計繰入金	51,110,000	18,541,710	18,541,710	0	0	△32,568,290
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		37,454,000	37,453,069	37,453,069	0	0	△931
	1 繰越金	37,454,000	37,453,069	37,453,069	0	0	△931
12 諸収入		4,000	58,085	58,085	0	0	54,085
	1 延滞金及び過料	2,000	56,600	56,600	0	0	54,600
	2 預金利子	1,000	1,474	1,474	0	0	474
	4 雑入	1,000	11	11	0	0	△989
歳入合計		240,853,000	273,716,855	266,091,045	0	7,625,810	25,238,045

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		9,052,000	8,646,631	0	405,369	405,369
	1 総務管理費	9,009,000	8,641,285	0	367,715	367,715
	2 徴税費	7,000	5,346	0	1,654	1,654
	3 運営協議会費	36,000	0	0	36,000	36,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
2 保険給付金		115,793,000	100,332,520	0	15,460,480	15,460,480
	1 療 養 諸 費	97,086,000	84,640,304	0	12,445,696	12,445,696
	2 高 額 療 養 費	17,016,000	14,431,586	0	2,584,414	2,584,414
	3 出 産 育 児 諸 費	1,681,000	1,260,630	0	420,370	420,370
	4 葬 祭 諸 費	10,000	0	0	10,000	10,000
3 後期高齢者支援金等		27,601,000	27,499,380	0	101,620	101,620
	1 後期高齢者支援金等	27,601,000	27,499,380	0	101,620	101,620
4 前期高齢者納付金等		12,158,000	12,020,500	0	137,500	137,500
	1 前期高齢者納付金等	12,158,000	12,020,500	0	137,500	137,500
5 老人保健拠出金		2,000	768	0	1,232	1,232
	1 老人保健拠出金	2,000	768	0	1,232	1,232
6 介護納付金		14,115,000	14,043,962	0	71,038	71,038
	1 介護納付金	14,115,000	14,043,962	0	71,038	71,038
7 共同事業拠出金		58,025,000	58,023,362	0	1,638	1,638
	1 共同事業拠出金	58,025,000	58,023,362	0	1,638	1,638
8 保健事業費		3,075,000	2,868,162	0	206,838	206,838
	1 特定健康診査等事業費	1,551,000	1,476,382	0	74,618	74,618
	2 保 健 事 業 費	1,524,000	1,391,780	0	132,220	132,220
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 公 債 費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公 債 費	2,000	0	0	2,000	2,000

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
11 諸 支 出 金		541,000	526,500	0	14,500	14,500
	1 償還金及び還付加算金	541,000	526,500	0	14,500	14,500
12 予 備 費		488,000	0	0	488,000	488,000
	1 予 備 費	488,000	0	0	488,000	488,000
歳 出 合 計		240,853,000	223,961,785	0	16,891,215	16,891,215

歳入歳出差引残額 42,129,260円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第3号

平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥7,267,383
 歳出決算額 ￥7,090,663
 歳入歳出差引額 ￥176,720

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度後期高齢

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1. 歳 入 総 額		7,267
2. 歳 出 総 額		7,091
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		176
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		176
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 後期高齢者医療保険料		3,690,000	3,241,493	3,142,431	0	99,062	△547,569
	1 後期高齢者医療保険料	3,690,000	3,241,493	3,142,431	0	99,062	△547,569
2 使用料及び手数料		1,000	300	300	0	0	△700
	1 手 数 料	1,000	300	300	0	0	△700
4 繰 入 金		3,576,000	3,575,468	3,575,468	0	0	△532
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,576,000	3,575,468	3,575,468	0	0	△532
5 繰 越 金		550,000	549,146	549,146	0	0	△854
	1 繰 越 金	550,000	549,146	549,146	0	0	△854
6 諸 収 入		2,000	38	38	0	0	△1,962
	2 償還金及び還付加算金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 預 金 利 子	1,000	38	38	0	0	△962
歳 入 合 計		7,819,000	7,366,445	7,267,383	0	99,062	△551,617

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		23,000	10,770	0	12,230	12,230
	1 総 務 管 理 費	22,000	10,710	0	11,290	11,290
	2 徴 収 費	1,000	60	0	940	940
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		7,794,000	7,079,893	0	714,107	714,107
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	7,794,000	7,079,893	0	714,107	714,107
3 諸 支 出 金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 償還金及び還付金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		7,819,000	7,090,663	0	728,337	728,337

歳入歳出差引残額

176,720円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第4号

平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥1,793,891,273
 歳出決算額 ￥1,758,867,020
 歳入歳出差引額 ￥35,024,253

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度航路会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	1,793,891
2.	歳 出 総 額	1,758,867
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	35,024
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	35,024
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 事業収入		991,091,000	1,197,340,052	1,178,540,222	0	18,799,830	187,449,222
	1 運航収入	988,250,000	1,191,309,675	1,172,509,845	0	18,799,830	184,259,845
	2 営業収益	2,386,000	5,601,702	5,601,802	0	0	3,215,702
	3 営業外収益	455,000	428,675	428,675	0	0	△26,325
2 繰越金		95,823,000	95,822,845	95,822,845	0	0	△155
	1 繰越金	95,823,000	95,822,845	95,822,845	0	0	△155
3 村債		155,600,000	249,400,000	249,400,000	0	0	93,800,000
	1 村債	155,600,000	249,400,000	249,400,000	0	0	93,800,000
4 財産収入		270,000,000	270,128,206	270,128,206	0	0	128,206
	1 財産売却収入	270,000,000	270,128,206	270,128,206	0	0	128,206
歳入合計		1,512,514,000	1,812,691,103	1,793,891,273	0	18,799,830	281,377,273

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 運 航 費 用		460,636,000	453,078,640	0	7,557,360	7,557,360
	1 旅 客 費	3,215,000	2,863,262	0	351,738	351,738
	2 自動車航送取扱費	533,000	306,813	0	226,187	226,187
	3 貨 物 費	658,000	268,310	0	389,690	389,690
	5 燃料潤滑油費	123,343,000	119,984,221	0	3,358,779	3,358,779
	6 養 缶 水 費	1,267,000	1,233,536	0	33,464	33,464
	7 港 費	1,313,000	1,099,303	0	213,697	213,697
	8 雑 費	1,325,000	1,219,872	0	105,128	105,128
	9 船 費	328,982,000	326,103,323	0	2,878,677	2,878,677
2 営 業 費 用		121,133,000	113,710,576	0	7,422,424	7,422,424
	1 保 険 料	6,331,000	6,330,070	0	930	930
	3 船 舶 傭 船 料	3,567,000	3,541,750	0	25,250	25,250
	4 航路付属施設費	6,583,000	5,794,594	0	788,406	788,406
	5 店 費	104,652,000	98,044,162	0	6,607,838	6,607,838
3 財 産 費		956,279,000	956,276,000	0	3,000	3,000
	1 普 通 財 産 費	743,693,000	743,690,000	0	3,000	3,000
	2 積 立 金	212,586,000	212,586,000	0	0	0
4 事 業 税 費		39,207,000	35,582,700	0	3,624,300	3,624,300
	1 営 業 外 費 用	39,207,000	35,582,700	0	3,624,300	3,624,300
5 公 債 費		245,000	188,104	0	56,896	56,896
	1 公 債 費	245,000	188,104	0	56,896	56,896

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
6 予 備 費		13,868,000	0	0	13,868,000	13,868,000
	1 予 備 費	13,868,000	0	0	13,868,000	13,868,000
8 諸 支 出 金		200,031,000	200,031,000	0	0	0
	1 繰 出 金	200,031,000	200,031,000	0	0	0
歳 出 合 計		1,791,399,000	1,758,867,020	0	32,531,980	32,531,980

歳入歳出差引残額 35,024,253円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第5号

平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥74,027,693
 歳出決算額 ￥73,915,086
 歳入歳出差引額 ￥112,607

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度簡易会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	74,028
2.	歳 出 総 額	73,915
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	113
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	113
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 簡易水道事業収入		29,744,000	38,815,839	30,565,673	0	8,250,166	821,673
	1 営 業 収 入	29,744,000	38,815,839	30,565,673	0	8,250,166	821,673
2 財 産 収 入		1,000	25	25	0	0	△975
	1 財 産 運 用 収 入	1,000	25	25	0	0	△975
3 繰 入 金		48,630,000	43,172,000	43,172,000	0	0	△5,458,000
	1 繰 入 金	48,630,000	43,172,000	43,172,000	0	0	△5,458,000
4 国 庫 支 出 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国 庫 補 助 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 県 支 出 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県 補 助 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸 収 入		1,000	17,159	17,159	0	0	16,159
	1 雑 収 入	1,000	17,159	17,159	0	0	16,159
7 繰 越 金		273,000	272,836	272,836	0	0	△164
	1 繰 越 金	273,000	272,836	272,836	0	0	△164
8 村 債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村 債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		78,652,000	82,277,859	74,027,693	0	8,250,166	△4,624,307

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 簡 易 水 道 事 業 費		32,416,000	29,768,156	0	2,647,844	2,647,844
	1 営 業 費	32,416,000	29,768,156	0	2,647,844	2,647,844
2 公 債 費		46,235,000	44,146,930	0	2,088,070	2,088,070
	1 公 債 費	46,235,000	44,146,930	0	2,088,070	2,088,070
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		78,652,000	73,915,086	0	4,736,914	4,736,914

歳入歳出差引残額

112,607円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第6号

平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥119,252,507
 歳出決算額 ￥119,182,971
 歳入歳出差引額 ￥69,536

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度下水会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	119,253
2.	歳 出 総 額	119,183
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	70
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	70
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		10,556,000	12,562,330	10,604,340	0	1,957,990	48,340
	1 下水道収入	10,556,000	12,562,330	10,604,340	0	1,957,990	48,340
3 国庫支出金		55,200,000	55,199,999	55,199,999	0	0	△1
	1 国庫補助金	55,200,000	55,199,999	55,199,999	0	0	△1
4 繰入金		24,115,000	23,280,000	23,280,000	0	0	△835,000
	1 繰入金	24,115,000	23,280,000	23,280,000	0	0	△835,000
5 繰越金		169,000	168,168	168,168	0	0	△832
	1 繰越金	169,000	168,168	168,168	0	0	△832
6 村債		30,000,000	30,000,000	30,000,000	0	0	0
	1 村債	30,000,000	30,000,000	30,000,000	0	0	0
歳 入 合 計		120,041,000	121,210,497	119,252,507	0	1,957,990	△788,493

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 下 水 道 事 業 費		97,609,000	96,773,777	0	835,223	835,223
	1 下 水 道 事 業 費	97,609,000	96,773,777	0	835,223	835,223
2 公 債 費		22,431,000	22,409,194	0	21,806	21,806
	1 公 債 費	22,431,000	22,409,194	0	21,806	21,806
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		120,041,000	119,182,971	0	858,029	858,029

歳入歳出差引残額

69,536円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第7号

平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥13,185,688
 歳出決算額 ￥13,063,552
 歳入歳出差引額 ￥122,136

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度漁排会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	13,186
2.	歳 出 総 額	13,064
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	122
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	122
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,673,000	4,963,704	7,844,606	0	119,098	171,606
	1 下水道収入	4,673,000	4,963,704	7,844,606	0	119,098	171,606
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		8,905,000	8,240,000	8,240,000	0	0	△665,000
	1 繰入金	8,905,000	8,240,000	8,240,000	0	0	△665,000
6 繰越金		102,000	101,082	101,082	0	0	△918
	1 繰越金	102,000	101,082	101,082	0	0	△918
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		13,684,000	13,304,786	13,185,688	0	119,098	△498,312

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 漁業集落排水事業費		9,449,000	8,831,146	0	617,854	617,854
	1 漁業集落排水事業費	9,449,000	8,831,146	0	617,854	617,854
2 公 債 費		4,234,000	4,232,406	0	1,594	1,594
	1 公 債 費	4,234,000	4,232,406	0	1,594	1,594
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		13,684,000	13,063,552	0	620,448	620,448

歳入歳出差引残額

122,136円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第8号

平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥4,102,550
 歳出決算額 ￥4,079,618
 歳入歳出差引額 ￥22,932

平成29年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

平成28年度農排会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	4,103
2.	歳 出 総 額	4,080
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	23
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	23
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		756,000	803,070	803,070	0	0	47,070
	1 下水道収入	756,000	803,070	803,070	0	0	47,070
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		3,370,000	3,290,000	3,290,000	0	0	△80,000
	1 繰入金	3,370,000	3,290,000	3,290,000	0	0	△80,000
6 繰越金		11,000	9,480	9,480	0	0	△1,520
	1 繰越金	11,000	9,480	9,480	0	0	△1,520
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		4,141,000	4,102,550	4,102,550	0	0	△38,450

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 農業集落排水事業費		3,092,000	3,033,088	0	58,912	58,912
	1 農業集落排水事業費	3,092,000	3,033,088	0	58,912	58,912
2 公 債 費		1,049,000	1,046,530	0	2,470	2,470
	1 公 債 費	1,049,000	1,046,530	0	2,470	2,470
歳 出 合 計		4,141,000	4,079,618	0	61,382	61,382

歳入歳出差引残額

22,932円

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上、8件の認定でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第7．認定第1号 平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。まず初めに、歳入についての質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

毎年同じことではあるんですが、監査委員の方々の結果にも載っていますが、本村の唯一の収入源である歳入の11ページ、予算項目でいきます。固定資産税が1,438万5,000円、そのうち現年度分が313万9,600円、滞納分が1,124万5,000円とあります。これは調書の中にも、代表監査委員の中でも毎年これは注意しているんだけど、一向に減らないという言葉が書かれているんですけど、本村には当然、徴収対策チームもあって、その分は非常に強化はしていると思うんですが、なぜこれだけいつも未収入額が発生するのかとか、その要因を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

ただいまの質疑ですが、滞納繰越分ですね、平成27年度までのものですが、徴収率が20.7%ということで若干低い状況にあります。これがなかなか減らない要因ですが、実は1,100万円のうち10件で855万8,000円の過年度分の繰り越しがありまして、この10件の徴収がなかなか進まないために、この収入未済もなかなか減ってこないという状況にあります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは毎年同じようなものを聞いて、さっきから言っているように、いろいろ個人情報条例とか守秘義務とかいろいろあって、なかなか人の名前、人のあれを明かすようなことはできないのはわかるんですが、でもまいち徴収努力が足りないなというふうに感じています。それと村長の冒頭の挨拶にもありましたし、また施政方針の中にもこの分野は非常に気をつけてやりますというようなことがうたわれているんですね、それにもかかわらず、やっぱり毎年そういう結果が出ているということで、今後どのような対策を講じていくのか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

まず徴収対策チームの話が出ましたが、これについても今年度やらないといけないと思っておりますし、最近、預金の差し押さえとかそういうことを余り実行しておりませんので、県税等との連携も含みながら厳しくやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ぜひ、頑張ってくださいと思います。税金のほうは、私からは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

今の喜文議員と似たようでありますけれども、監査の意見書の中、固定資産税、100万円の大口滞納者の方が4名で699万4,000円とあるんですけれども、この方々たちは現年度分に関しての徴収はできているのでしょうか、もしかしてできなくてそのまま、また滞納が累積しているということもあるのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

現年度分についてはある程度納めていただいておりますけれども、やはり過年度分がそのまま滞納として残っている状況も見受けられます。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

以前は大口の方、少しずつでも減らして、月額で、一括じゃなくても分割して原資を少なくするという方法の徴収のやり方をするということですが、これを現在も続けていっているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

それについてはそのように納入してもらっております。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

わかりました。では、ほかの方に譲ります。

○ 議長（宮里祐司）

7 番 中村 勇議員。

○ 7 番（中村 勇議員）

では私のほうから、歳入14ページ、総務使用料の中の住宅使用料、これは未収入済額が64万6,720円、これは全体でだと思っておりますけれども、何件分ということで。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。まず、平成28年度の現年度分で3件、これまでの過年度分の滞納分が3件、合わせて6件になります。

○ 議長（宮里祐司）

7 番 中村 勇議員。

○ 7 番（中村 勇議員）

いろいろ事情があるとは思いますが、できるだけ徴収努力をやって未納がないようにお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

そんなに大きな金額ではないんですけども、16、17ページ、ごみ袋手数料32万円の未収入額というのは、これは何ですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

これは商店に卸しているごみ袋の代金の未収入が年度末であったということです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

現在は怎么样了、入っていますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

現段階で全額納めていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

では、わかりました。御苦労さまです。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

徴収率ですが、82.2%で、41市町村中39位、ほぼ最下位にあるという意見書があります。これも毎年のごとく大体80%の前半ぐらい、ほとんどの自治体はだいたい90%近いぐらいの数字がデータであると思うんですが、いかにして徴収率を上げるかという対策等、対策チームをつくっていると言うんですけども、毎年毎年そんなに変化がないんですけども、その辺の状況を考えて、今後どうしていくかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

これは村民税でしょうか。

○ 6番（中村秀克議員）

市町村徴収率と書いていますけれども、意見書には。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

そうですね、先ほど固定資産税の質疑もありましたけれども、村民税についても現年度分については、村民税96.4%ということで、かろうじて95%を超えておりますが、やはり滞納額が、滞納率が徴収率で32ということで、やはり1回滞納させてしまうとなかなか取りづらいということで、これが全体の、特に固定のほうですけれども、徴収率が足を引っ張っている形になります。先ほど答弁したとおり、徴収対策チームを続けていくということと、やはり滞納処分ですね、差し押さえ等を含めた、そういう対策を強化し

ていく必要があるというふうに考えます。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

わかりました。頑張ってください。直接村民からいただく税金ですから、大切な財源になりますのでよろしくをお願いします。

あと 1 点、特産品加工センターですが、いわゆる利用者の使用料と光熱費等を含めて赤字、使えば使うほど赤字になるんですが、これはいわゆるいい機材はそろっているのに利用されていない。座間味村は離島フェアに出ても特産品が少ない、ちょっと寂しいんですが、特産品加工センターはすばらしい設備があつて、利用者をふやして、いわゆる収入を上げるという方法をどうお考えなのか、課長をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。中村議員から御指摘がありました加工センターの利用状況、活用状況ですがけれども、確かに使用料が 40 万円、そして光熱費のほうが 81 万 7,000 円となっており、経営上厳しい、状況の見直しについて検討が必要かというふうにありますけれども、その辺も検討し、それからもっと利用者を村民にアピール等を行い、利用促進を行っていきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

意見書には利用料の見直しがあるんですが、それよりは利用者をふやして、いかに座間味村特産品を多くつくるか、それで収入をふやしていければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。2 番 宮平譲治議員。

○ 2 番（宮平譲治議員）

今の意見、監査の立場からも各担当には指摘しています。加工センターと艇庫についても、料金の見直し等の検討も上げているのですが、施設を使われている状況を見ますと、もう少し担当がきちんとチェックをして、実際に使われている状況と申告の差が相当あると思います。それによってもっと徴収できるものが取れていない部分があります。加工センターですと、ほとんどの部屋が。最初は事務所として置かれていた部屋も倉庫として使われていますし、また役場が設置していなかったクーラー等が、勝手にクーラーを設置してそこに電気料がかかったりしています。その辺をどういう徴収にすべきかも見直さないといけないですし、また艇庫に関しては、相当な艇数が入っているのに、実際の申告はほとんど、半分以下の申告しかないので、各事業所の申告を正直に数字に上げるべきなのか、ちゃんと担当が把握して、ちゃんと納めている艇数を徴収するといった改善策が今後必要だと思っています。それぞれ個々で設備投資をしている方々もいます。公共施設を利用することによって、ここで借金をして建物を建て、設備投資をしている人が何といますか…、

損をしないというか、お互いが村にとっていい関係になるように、きちんと厳しくチェックすべきだと思うのでよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

答弁は…。休憩しますか、いいですか。今、要望ですか。
暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。
ほかに歳入についての質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それではないようですので、歳出についての質疑へ移りたいと思います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

では、歳出行きます。実は、皆さんも記憶に残っていると思いますが、去年の6月の補正で村長がアメリカに行かれるということで、補正はやらなくてもいいんじゃないのということで言ったら、いや、どうしても当時の会計課長が必要だと。それが終わった後に詳細に関しては余れば余ったで流用します、あるいは充当しますという形の御返事をしたと、覚えていると思いますが、当然この決算書は旅費は旅費で全部くくりで入っているものですから、細節が細かいものですから、例えば特別職の県内旅費からC I Rなどの、それから一般とか旅費が、相当項目が6つぐらいあるんですね。その細節の明細といいますか、きれいに終わったものがあると思うんです。というのは、当初予算は654万4,000円なのに、決算額は355万9,000円なんです。不用額が58万9,000円、しかもこれは今言ったように村長がアメリカに行かれるときに補正している。当初は400万円余りぐらいの予算がついたんですね、補正して。ところが今言ったように、決算して、流用したりいろいろ、何かがいろいろあってやって、当初予算よりも旅費が減っているんです。その辺の明細の決算書があると思うんですが、もしあればそれを、当時の会計課長はそれはそれでちゃんと詳細は後でそのときになったらお教えしますということで、私のメモにも、あるいはこれは議事録にも載ってはいるんですけれども、どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。
宮平壮一郎会計課長。

○ 会計課長（宮平壮一郎）

ただいまの詳細の件については、事項別明細書というのがございますので、こちらのほうを追って、総務のほうと調整して提出させていただきます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

なぜこれを私が聞いたかという、私はその補正が上がった時点でそれを聞いたものですから、執行部は

そういうふうには後でそれはまた、決算時期にはそういう形をお教えしますということを言われたもので聞いております。まず、私からはこのページでは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

では、31ページ、委託料の不用額491万9,130円、これはどうしてですか、1,600万円から1,100万円ぐらいは出て、これだけ大きく不用が出ているんですけれども、それを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

ただいまの御質疑、490万円余りの不用額が出ておりますが、これは平成27年度からの繰り越しの作業があったんですけれども、新庁舎を建設するに当たって書庫整理をしようということで、今、阿佐にある、元のひかり電気の建物ですね、向こうに古い公文書を保管しております。専門の業者に委託をするということで、平成27年度から予算を組んでいたんですが、村内から作業員をちょっと見つけきれなくて、年度末になっても見つけられなかったものですから、そのまま流してしまったという状況にあります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。では、引き続き行きます。

同じページの企画費、ちょっと大きいものがありますね、工事請負費の2億4,700万円と、それから委託料の650万1,000円、私が少し調べたところによるとブロードバンド系統じゃなかったかなというふうに通していくとですけれども、ちょっとその辺を教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎会計課長。

○ 会計課長（宮平壮一郎）

こちらのほうについては、私のほうから、まず13節の委託料ですけれども、これは実は例のビジターセンターの施工管理費が620万円の額が不用となっております。あと15節の工事請負費についてもビジターセンター本体の工事費が丸々2億4,730万円、今回取り下げということで、事業取り下げになりますので、この分が今回、不用として上がっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

44ページのほう、環境衛生費ですけれども、これは今、非常にダニの問題で衛生問題に入るんですかね。ダニ問題がすごいですよね、シカダニとか動物ダニ、どちらのほうに…、衛生のほうに入るんですか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

ただいまの質疑ですけれども、4款の環境衛生費等にはそういうダニ関係の決算というものは出ておりません。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

では、44ページと45ページのほうに載っていますけれども、環境衛生費の15節、先ほど喜文議員からもあった前のほうですね、工事請負委託料とか不用額が437万2,000円、これは入札残だと思うんですけども、その内容とかを教えてもらえないでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。これは再生エネルギー関係の事業で避難誘導灯の工事費請負費になりまして、当初の内示額より事業費が若干減ったということと、御指摘のとおり入札残があったということです。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

52、53ページの漁港建設費の中の工事請負費678万2,000円、丸々残っているんですが、どこ工事だったんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今指摘がありました678万2,000円の工事費ですけれども、阿嘉港の遊具が大分傷んでいるということで、遊具の取りかえをしようと事業を進めてきたんですけども、年度末になりまして、相手側から実績報告とか、そういった写真等を証明する物件が届かなかったことにより、そのまま保留という形で事業

費を流しております。訂正します。詳しく調べますと契約がなされなかったということで支払いをしていない状況にあります。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

遊具というと、最近、囲んだところの滑り台とか、ああいったものの遊具ですか。新しくする予定ではあったんですね、計画をしていたんですね、取り替え。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

わかりました。決算とは直接関係ないんですが、同じ場所ですが、これは花の森事業で周辺にアカバナ、ハイビスカスとかを植えて柵をして、2カ所のゲートにテキサスゲートをつけて鹿対策をして、しばらく確かに鹿のふんとかが見当たらなかったんですが、最近、鹿のふんを発見したので、これはテキサスゲートから入ったのか、ちょっとフェンスが低めなので、飛び越えてきたのか、これは調べたほうがいいですね、やっぱり子供たちもたくさん遊んでいますので、さっき言ったダニとの関連もありますので、鹿のふんがあるのは間違いないですから入っている形跡はあるんですよ。だからテキサスゲートから入ったのか、フェンスを飛び越したのか、そういった面も調べてほしいと思った。だから遊具も取りかえるのであれば、その辺も一緒に購入してほしいと思います。

同じページの観光費の委託料で300万円余りの不用額があるんですが、詳細をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

この300万円の不用額の件ですけれども、一括交付金を活用したダイバーズエッグのプレゼンテーションの予算残となっております。

○ 6 番（中村秀克議員）

ちょっと早口だったので…。

○ 産業振興課長（中村 悟）

ゆっくりと回答したいと思います。この308万円の不用額に関しては、一括交付金を活用したダイバーエッグの不用額となっております。

○ 6 番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。3 番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

55ページ、繰越明許のところですが、道路新設改良費のところ、5,669万9,310円と

いう大きな不用額がありますけれども、これの御説明をいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。これも一括交付金を活用いたしました、阿嘉地区観光道路の整備費用となっております。用地交渉に手間取ったこともありまして、工事を着工することができませんでしたのでこの金額の不用額が出ております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ページは大分飛びますけれども、63ページの児童生徒交流施設管理費の中の需用費と使用料の不用額、金額は40万円、30万円なんですけれども、これはどのような不用額ですか。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

需用費の41万8,000円は修繕費の減によるものです。そして使用料30万円、これは当初予算でリースしようと契約していたんですけれども、ちょっと事業がおくれて1月に取りつけたためにその金額が残で残っております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

58ページ、59ページ、消防費、非常のところ、旅費、当初は47万2,000円の額だったんですけれども、これは補正して230万円に膨れ上がったんです。ところがここに出ているように108万円も不用額が出ているということで、これの説明をいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。この旅費については、通常の旅費ではございませんで、費用弁償に係るものです。出勤があった場合にとか訓練のための費用弁償ということで、これだけで104万円の不用額が出ております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

たまには教育委員会も聞いてみましょう。60、61ページ、これは委託料になるんですか、172万6,413円の不用額、事務局費、これを。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

この不用額は一括交付金の事業でありまして、教育環境、要するに役場3階の塾の事業ですね、このほうが事業費減になったためにそのまま委託料が170万円余り出ています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

すみません、申しわけないです。ちょっと歳入で聞き逃したことがありましたので、14、15ページの商工使用料の観光施設使用料が補正を組んで1,700万円が実質2,200万円超、500万円ぐらいの上積みになるんですが、その要因はやっぱり観光客の増加に伴うものであるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、中村議員がおっしゃったとおり、観光客が大分ふえておりまして、阿真のコテージ等が大幅に伸びているのが大きな要因となっています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。非常にいいことであります。また、その好調を維持していつてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成28年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8. 認定第2号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

16ページ、17ページの保険給付費、負担金のところで800万円が469万5,087円の不用額が生じてはいるんですけども、これはどういったあれでこれだけの大きな金額になりますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

これについては、途中で補正予算を400万円程度組みまして、退職者の医療費が伸びるだろうということで積算をしていたんですけども、実績上、それだけ医療費がかからなかったということで大きな不用額が出ています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村税と同じように、保険税も収入未済額が多いんですが、その辺の要因をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

国民健康保険税の未済がトータルで760万円ということですが、これも村税と同様に過年度分の影響が非常に大きくなっております。過年度の細節の4、5、6で、約600万円ぐらいの未済がありまして、111件の件数となっております、これがちょっと収納率の悪化に、要因となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。村税と同じように徴収率のアップに努めてもらえればと思いますので、よろしく頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成28年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第9．認定第3号 平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。ないようですので、進行したいと思いますが、よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成28年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第10．認定第4号 平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

まず、歳入の8ページ、9ページをお開きください。事業収入の中で1,800万円、その中で貨物運賃が1,700万円、それから自動車輸送費が129万2,000円と、この2つの、あわせて未収入額の内容をお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。おっしゃるとおり、これは全部貨物も自動車も過年度分となっております。現年度分に関しましては100%の徴収となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この過年度分ですね、毎年出てくるんですけども、村として、さっきの、今までの税収も含めて固定資産税とか全部含めて、村長、総務課長、副村長にちょっと聞いていただきたいんですけども、本村として、例えばこの過年度分がずっと出てきて、中にはもう消息がつかめない、あるいは幽霊会社とかというものあって、本村の中で貸し倒れでそれを処理していくという策もあるんですか。そうしないと、これはいつまでも残るものもあると思うんです、詳細を一部も出してもらっていないんですけども、ですからさっきの税収も、固定資産とかそういうものもそうなんですけれども、もう行方不明になったり死亡していなかったりとか、いろんな幽霊会社があったり、押さえることができないとか、これから先、水道とか下水もあるはずなんですけれども、この辺をひっくるめて、本村として貸し倒れで今後処理していくもの、という方策もあるのかどうか。そうしないとこれは取れるものと取れないものがはっきり出てくると思うんですね、これをいつまでもやると毎年同じことが出てくると思うんです。その辺、本村としてそういうことも考えているのかどうかお聞かせいただけますか。これは全体的なことも含めていいです。これから先も下水も、上下水含めて全体的に。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、おっしゃるように、消息の知れない方もいらっしゃいます。また、会社自体がもう倒産して、組織として体をなしていない未収のところも全体を含めていらっしゃいます。何年かに1回は不納欠損という形で処理をしていかないといけないところなんですけれども、本村のところ、今のところ不納欠損をしたことがございませんので、徴収対策チームのほうで検討いたしまして、そのように進めたいと考えております。また、国民健康保険事業に関しましては、今要綱のほうを進めているところでございますが、1年ですね、消息を絶っている方に関しましては、訪問等、また郵便物の確認等をいたしまして、住基自体を抹消するという形ができるような法律ができております。それは今の段階で進めていくところですが、国民健康保険税に関しましては、1年間を過ぎまして消息が知れない方に関しては税から外れて

いくという形になっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはぜひあわせて、そういう不納欠損あるいは貸し倒れ、もちろん県税等にも聞いてですね、税金等は。当然県のほうでもそういうことはやっておりますので、代表監査委員も含めて、あるいはまた皆さんの徴収対策チームを含めて、本当にいない、差し押さえするものもない、消息もわからないというのは今後その辺も検討していかないと、いつまでたっても数字は減らないような感じがしますので、その辺をあわせてよろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

全く今の部分と同じですけども、自動車運賃と貨物運賃、それぞれの件数を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、資料を持っていませんので、後でお届けしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

旅客費の5億5,700万円ですが、みつしまも含めた3つの船の合計だと思うんですが、これは内訳等わかりますか。8ページの一番上、旅客費ですね、旅客収入。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

旅客収入のフェリーざまみ、クイーンざまみ、内航路でよろしいでしょうか。フェリーざまみですね、約1億1,700万円、クイーンざまみが4億3,300万円、内航路が746万円となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。私、去年も何回か言ったと思うんですけども、誰かが聞くんですよ、これ。せっかく備考欄があるんですから、書いてもらえれば、そんなに毎年毎年質疑しないでいいと思うので、備考欄全部空欄ですから、何か議会、議員から聞かれそうなことがあれば備考欄も活用してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

歳入歳出と若干関係ないんですけども、今ちょうど航路関係をしていますから、それに関連してお聞きます。海事局内航課から離島航路経営改善対策官から沖縄総合事務局運輸部総務課運輸課長宛に、離島航路の運賃、料金引き下げについてという依頼がずっとなされているらしいです。というのは、ちょっと話戻

りますけれども、例えばリース料が残っていて、それを一括交付金で買い上げました。ところが今、村の皆さんはほとんど誤解していますけれども、今我々は離島割引で、運賃を県の補助でやっていますけれども、要は国が言いたいのは、皆さんはいろいろ買い上げてもらった、それから一括交付金で船をつくってもらった。その割には例えば観光客とか、郷友の人とか、要するに例えばフェリーで4,000余り、クイーンで6,000余りの料金を払っているものを緩和策をしてほしいというような要望なんです。それに対して検討したことがあるかなと思ってですね。ちょうどさっき、ちょっと言いそびれたんですけども、ちょうど航路会計をしているもので。それをすればもっと次のクイーンの代船にもっと大きな影響が出るんじゃないかと思って、ちょっとお聞きしました。村長どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今、その通知に対しての検討というのはほぼしておりません。ただ、6月議会でもお話をさせていただきましたし、私の公約でも検討するという話をさせていただいていたのは、いわゆる島発の料金の高速料金の部分で、どうにかもうちょっと受益者負担の軽減ができないかという調査といいますか、検討は主管課のほうでもしてもらっておりまして、その結果はまだ出ておりません。その状況に応じて島割、島発の部分については、あるいは高齢者とかいろんな形で負担の軽減を図っていければいいなということで、今勉強会をさせていただいているところです。全体的な船賃の見直しということに関しましては、先ほど宮平議員もおっしゃったとおり、高速船の建造を控えている状況もございます。観光が非常に好調という意味では黒字にはなっているところなんです。高速船の建造を控えているということがまず1つございます。それから私たちの航路事業の決算については、平成21年ぐらいから勉強し直しているところですけども、前半は赤字でした、後半、ここ3年ぐらい黒字に転換をしているところですが、現実問題として、この黒字になっている裏側に何かあるかという、ここ2年は純粋な黒字という形で考えていると思うんですが、それまでの話でいいますと、国からの赤字補填的な補助金が入っていますということと、一般会計からの赤字補填に対する補填が入っていった、最終的に黒字になっているという話でございますので、そういった要因をもろもろ考えていきますと、非常にこれからの、船の経営状況というのはまだまだ楽観視できない状況になっているというふうに思っております。黒字の要因といたしましては、先ほど話をさせていただきましたけれども、高速船の一括交付金による買い取り、それから去年就航したフェリーざまみを、去年変わりましたけれども、その前のフェリーざまみですね、初代の。フェリーざまみの公債費、いわゆる起債ですね、起債の償還が2年前に終わったことなどから黒字に転換しているものと推測されます。観光は非常に好調ではありますが、去年つくったフェリーざまみの償還に関しましても、今は利子だけですね、2年後から元金が入ってきます。これは2カ所の4回にわたって借り入れをさせていただいておりますけれども、その元金の償還が始まってきますと、非常に経営状況としては厳しくなるのではないかと。あるいは高速船を購入した後には、またそこも補助金が仮についたとしても、一部自己負担等もあるはずですから、そういったところでの償還というところも考えますと、まだまだ楽観視できない状況であるというのが現実です。船自体が、実は一番今高い状況で船価が高くなっている状況というのもその要因の1つとしてありますけれども、そういった状況を総合的に勘案しながら、受益者の負担軽減というのを考えていくべきだというふうに私は考えておりますので、今しばらくは勉強させていただきながら、先ほどの通知に基づいてしっかりとやっていくかというのは、ただ今、やるというふうにはお答えしづらい状況でございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

わかりました。ちょっと予算から少しそれましたけれども、ただ、たまたま高速船、わずか50分に来るのに、観光客が6,000円も払うんですよ。ちょっとこれだけが高いような気がするねというのをよく耳にするものですから、その辺は少しこういうふうにして国や県から買い取ってもらったり、補助をもらったりすると、それに対して各離島の方々にもよく聞くんですけれども、総合事務局は結構そういう面で非常に厳しいですよ。ところが国はこれをやってくださいと、総合事務局の課長に出されている文書ですけども、そういう面でもう少し緩和すればもっとふえるんじゃないかとか。座間味の場合はこれ以上ふえても非常に対応しがたいんですけれども、話し合っておりますけれども、与論とかそういうところはこういうものが適用されて、今往復5,000円で白百合の浜まで行って、泳いで本部港まで帰ってくるとか、非常に観光効果に、非常にいい効果が出ているという話もよく聞きますので、それはちょっとそれましたけれども、さっき言いそびれましたものでちょっと聞いてみました。済みません、ちょっと時間とりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

12ページ、5目の燃料代ですね、1億2,300万円の、先ほどのクイーン、フェリー、みつしまの内訳がわかればお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。フェリーざまみが約5,800万円、クイーンざまみも約5,800万円、そして内航路は2,900万円となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

みつしまは290万円じゃないか。

○ 産業振興課長（中村 悟）

290万円です。

○ 6 番（中村秀克議員）

2,900万円と言ったよ。わかりました。これ潤滑油で、補正で2,500万円減額して、さらに358万円の不用額、これは燃費向上なのか、どういう要因でいわゆる補正で減額しているにもかかわらず、さらに不用額が出たのかお聞かせ願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。この不用額の件ですけれども、当初12月に単価が下がったことで減額補正を行っております。それでもまだ単価が下がったということで3月にも減額補正を行ったところですが、それでもそれだけの不用額が出たということになります。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

16、17ページ、これは店費、事務所費、要は陸上職勤務の旅費等が110万2,000円、需用費、それから委託料が338万円、この3つの、これだけの不用額等についてちょっと説明お願いできますか。店費ですね、事務所費。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。旅費に関しましては、新造船建築に伴う、その旅費等となっております。次に需用費の関係ですが、それも式典とかそういった新造船に関係しております。委託費もそれも式典と新造船建築に伴う委託費となっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

余っている理由というのは、結局これは使い切れなかった。余っている理由を聞いている。旅費なども当初は733万8,000円もあるんですよ。そしてそれから497万1,000円に補正減にして、さらにそれでも110万2,000円、要はその余った原因ですよ、補正減もして、これに使った、これに使ったはいいいんですけれども、要はその不用額の要因です。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

それではですね、当初の見積もりがちょっと課題過ぎたということになります。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じページの消費税なのか、これ私もよくわからないですね、消費税がこれだけ不用額が出るというのは。若干ですけれども、補正減もしているんですけれども、362万4,300円、消費税の減とはどういう原因でしょうか、これは、不用額の。よくわからない、これ詳しく教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

まず最初に9月に精算します。そして12月、3月と、概算で精算をします。そこで概算の見込みが、見込みよりも請求額が少なかったということになります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この件は、私らもよくわからないので詳しく聞いているんですけれども、じゃあ、これは要は売り上げに対しての消費税ということですか、9月、12月、3月というのは。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、9月に平成27年度分の精算、そして12月、3月は平成28年度分の概算の支払いとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかったような、わからないよう、ありがとうございます。いいです。御苦労さまです。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成28年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 認定第5号 平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

給水収益の収入未済額の825万円、これは現年度分と過年度分の内訳を教えてください。

○ 議長(宮里祐司)

収入未済ですね、2ページ、3ページですか。

○ 6番(中村秀克議員)

ごめんなさい、6、7ページ、水道代。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

お答えします。現年分が9万6,700円…。大変失礼しました。現年分が96万7,000円、そして滞納分が728万3,000円となっております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。728万円、あいかわらずやっぱり滞納が多いですね。これは前年と比べてふえているんですか、減っているんですか。滞納に関してです。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

横ばいというふうに考えております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。徴収を頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

これは取れる見込みは、回収する見込みは、これから徴収チームをつくって、過年度分、現年度分、幾らぐらい取れる見込みを持っていますか。さっき言ったように、全く取れないもの、あるいは徴収努力すれば取れるぐらいのものとかあるはずですけども、これはただ漠然と数字が出て、対策チームをつくります、いろいろやりますとか言っても、数字が横ばい状況という話を聞くと、結局極端な言い方をすると何の徴収努力もしていないというふうにとってもおかしくないと思うんですね。ですからこれから大体幾らぐらい取れそうなのか、もう全く取れないもの。さっき言った不納欠損、貸し倒れ等も含めてあるのか。その辺を

ちょっと。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。まだですね、何パーセント取れるかという数字ははじき出してはいないんですが、どうしても納付を拒むような方々には給水をストップという方法も視野に入れて徴収を進めてまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほどから言っているように、業務が過多ですから大変だと思うんですけども、やっぱり公平性を保つ意味では、金も払わないで水を飲むというのも非常におかしな話ですから、それはぜひ頑張ってくださいなと。それから先ほども言いましたように、こういった徴収関係のものは、不納欠損する、あるいは貸し倒れ等でやるべきものもあるのであれば、これも含めて、同じようなことを何回もいいますけれども、その辺も検討して見てください。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成28年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

では、私のほうから質疑します。歳入の6から7ページ、下水道収入のほう、収入…。下水道料の収入未済額は195万7,990円か。これも先ほどの中村秀克議員のものと一緒に、現年度分、過年度分を教えてくださいませんか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えいたします。現年分の滞納分が41万4,000円、過年度分が154万3,000円となっております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

下水道料金が多いですので、徴収チームがあるということでもありますので、できるだけ未収入を減らすように努力してください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

8ページ、9ページ、工事費が20万4,000円で支出がゼロ、そのまま不用額として20万4,000円残っているんですけども、これはどういった原因ですか。工事費の20万4,000円、そして支出はゼロ、不用額が20万4,000円と残っていますけれども。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

当初、公共柵設置を予定しておりましたが、それが設置をしなくてもいいことになりましたので不用額となっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

じゃあ、下の16の原材料費も同じような関連性ですね。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

宮平議員がおっしゃるとおり、同様な状況となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

3目下水道建設費の13節委託料、15節工事請負費、19節負担金、この3項目が、19番の補助金は

委託料と工事請負費が丸々不用額なんですけど…、済みません、勘違いです。大変失礼しました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

では進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成28年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 平成28年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

10ページ、11ページ、小さな金額ですけども、賃金で2万4,000円組んで、支出はゼロ、そのまま不用額で2万4,000円と、賃金って非常に大事じゃないかなと。これはなぜというあれで、2万4,000円は大きな金額ではないんですけども、要因は何ですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

掃除等を予定していたんですけども、その必要性、担当とかそういった委託業者等がやったということで、それを賃金として支出はいたしませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

下水道収入ですね、11万9,098円の収入未済額の現年度、過年度分の数字をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。現年分が4万7,000円、そして滞納繰越分が7万8,000円となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3 番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

これも大したことないんですけども、同じ 10 ページ、11 ページの工事請負費 18 万円計上して、支出ゼロ、不用額 18 万円、結局全然使っていないということですけども、どういう工事を予定して、どういう工事ができなかったのか、それを教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これもですね、枅を設置するという計画で進めてきたんですけども、設置の必要性がないということでそのまま不用額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3 番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 7 号 平成 28 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第 7 号 平成 28 年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 14. 認定第 8 号 平成 28 年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。6 番 中村秀克議員。

○ 6 番（中村秀克議員）

附属資料の 3 ページ目ですか、基金があるんですけども、これは下水から漁排、農排を含めたことにつ

いて聞きたいんですけども、12番の水洗便所構造資金貸付金、これは下水道の接続に関しての貸付金ですけれども、これは前の中村光男村長のときにも聞いたんですが、この1,900万円は十何年前からほとんど動いていないんです。私は、これは下水道接続事業以外に名前が水洗便所構造ですから、いわゆる和式から洋式に変えたり、洋式でも、当時村が推奨していた節水型の便器に変えるものに活用できないかということだったんですけども、当時の建設課長はもう接続以外には使えないということで、しかし検討してみるということだったんですけども、それからなしのつづてでこの基金はほとんど動いていません。それで接続率が座間味96%、阿嘉98%、慶留間が87%、平均で94%で、ほとんど接続されて、これからの下水道の接続工事に関しての貸し付けの利用者が大分限られてくると思うんです。ですからこの1,900万円を十何年間で眠らせておいて、そういうトイレの改修とか接続以外にもう一度、見直していけないか。せっかく基金としてあって活用しないのはちょっともったいないと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これですね、今回答えるのは非常に厳しいものがありまして、というのは条例等も照らし合わせながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

だから、私は十何年前にも同じことを聞いて検討しますと言ったんだから、何か役場内で一度でも話し合いが行われていなかったんですね。ですからもう一度、これ検討して、名前が水洗便所ですから、それに関連する工事だったら使えるんじゃないかと私は思うんですが、確かに条例上は使えないという回答だったんですけども、もうちょっと幅を広げてもらいたいと思うんですけども、検討する余地はありますでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほど答弁したとおり、条例等を確認しながら検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ぜひですね、拡大して、私はウォシュレットの設置まで考えてもらいたいなと。これは健康面でも大事ですのでよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成28年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後4時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇